

Vol.15 **3**月号  
March.2004



## CONTENTS

特集

住民サービスと職員

巻頭随想

合併コーナー

がんばっています

苦言提言

電子自治体コーナー

イベントごよみ

市町村リレーまちづくり夢づくり

やまなし  
自治の風





直売所

精進めて作った季節の野菜や果物などの販売のほか、手作りシヤムや漬物・味噌など特産品を利用した加工品も人気です。加工品の更なる本格販売に向け現在加工施設を建設中です。朝収穫したばかりの旬の新鮮作物は農家から直接届けられるので値段も安く、品質も保証付き。県内はもとより県外から

南に富士山、北には八ヶ岳や茅ヶ岳さらに西に南アルプス連山を一望できる茅ヶ岳広域農道沿いに平成十二年四月一日オープンした「農の駅」。自慢の農産物を作る人、それを売る人、買いに来る人にとつて、「農」が交流やふれあい、憩いの場となつて欲しいという願いを込め、農の駅と名づけられました。地元農家が丹



食堂

の観光客にも大好評です。食事コーナーではふるさとの味を味わえます。双葉町は、今年九月二日、中巨摩郡竜王町・敷島町と合併し甲斐市となりますが、甲斐市になつても新鮮な農作物やおいしい加工品は変わることはありません。今後もおいしい食、懐かしいふるさとに出会える農の駅へお気軽にお立ち寄りください。

## お問い合わせ先

双葉町農の駅企業組合

TEL 0551-20-0035

FAX 0551-28-7372

所在地

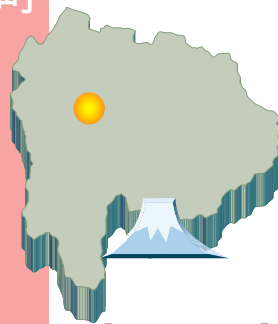
北巨摩郡双葉町宇津谷1764番地

# 農の駅

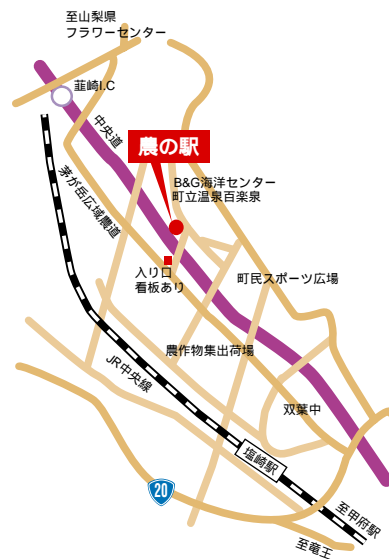
季節の旬を  
ご賞味あれ!

# まち自慢

北巨摩郡双葉町



# Futaba-cho



まち自慢

双葉町 農の駅

巻頭随想

地方財政危機と自治体の施策の公正

山梨学院大学教授 濱田 一成

表2

市町村リレー「山梨市」

特集  
住民サービスと職員

特集1 親切で丁寧な窓口サービスについて

8

特集2 窓口サービスについて

13

特集3 私たちの町の挑戦・勤務評定

18

特集4 県内の市町村職員の給与の状況等について

22

苦言・提言

日本人として、山梨県民として

土橋製作所社長 土橋 悦子

27

合併コーナー

合併特例債について

28

がんばっていきましょー。

30

電子自治体コーナー

電子入札と公共事業のIT化

32

市町村イベントごよみ

春の風の中であそぶ

34

市町村振興協会たより

36

はつらつ！市町村職員 小林咲子（六郷町）

編集後記

表3



表紙写真

川茂発電所は大正13年に通水を開始。昭和44年になると駒橋、谷村発電所とともに駒橋発電所に集中化されました。

両岸に桜の古木が並び、今は桜の名所として親しまれています。澄んだ水面に映える桜の美しさは見事です。

（都留市提供）

# 時の人

man&woman

## 「河口湖フルーツランド

### 構想」への取りくみ

昨年十二月、河口湖町・勝山村・足和田村の合併で誕生した富士河口湖町は、富士山と湖と高原の町。日本の湖水地方をキャッチフリーズに自然と調和した観光地にふさわしい町づくりを目標にしています。そのプロジェクトの一つとしてフルーツランド構想が着々と進められています。

平成九年、三ヘクタールの園場で開園したブルーベリー摘み取り園に始まり、以降、夏取のイチゴ狩り園、そして、サクランボ狩り園と次々と観光農園が開園してきました。今シーズンは規模も拡大して、三万人の集客が見込まれております。

その推進役が農林課長の外川さんです。遊休農地対策と新たな観光資源の開発を目的に着手した事業ということですが、昨年から、赤ワイン用のブドウ栽培にも取り組み、試験的に三十キロほど収穫して醸造してみたワインの味は上々で、「今年は七五〇mlの瓶で二千本のぶどうの収穫が見込まれ、河口湖ブランドの本格的な赤ワインの販売を予定しています。」と意気盛んなところを語ってくれました。



外川 建志さん

（富士河口湖町農林課長）

巻頭

随

想

[Zuisou] YAMANASHI JICHInoKAZE 2004#15

山梨学院大学教授

濱田一成



PROFILE

濱田 一成 Kazunari Hamada

昭和36年東京大学法学部卒業。自治省に入省。山形県財政課長、熊本県総務部長、自治省行政局振興課長、北九州市助役、同省行政課長、消防庁消防大学校長を歴任し、平成9年4月山梨学院大学法学部教授・大学院公共政策研究科教授・行政研究センター所長に就任。この間、東京都人事委員会委員を務め、現在、山梨県行財政改革委員会副会長、甲府市個人情報保護審査会会長。

地方財政危機と自治体の施策の公正

平成十六年度末における地方財源の普通会計の借入金残高は、二〇四兆円程度と見込まれている。これは、将来、地方税等をもって返済されるべきものであるから、最終的には住民の借金であることも考えることもできよう。そうすると、住民一人当たり約一七二万円の借金があることになる。しかも、この金額は、今後とも増加が見込まれる。一方、国も地方を上回る長期債務を抱えて、四苦八苦している。

これだけでも地方財政が危機的狀態にあることが推し量れる。このまま行けば、自治体といえども借金で首が回らなくなるであろう。この問題は、一部の自治体の問題ではない。全国のほとんどの自治体の抱えている問題なのである。

これからのわが国の社会、経済がどのようなようになっていくのか、なかなか見通しを立てにくい、少子高齢化の進行、経済の国際的競争の激化等を考えると、わが国経済が若干上向いたとしても、かつてのような高度経済成長が再現するとはとても想像できない。

国と地方の税財政の配分を変える三位一体の改革は、始まったばかりである。その成果に期待するにしても、自治体は自治体なりに行財政改革を進めねばなるまい。

自治体に対する各種の政策への要望は、社会経済情勢を反映してまだまだ高まるであろうが、ますます財源は窮屈になるだろう。

そうなると、個々の住民あるいは各種の団体は、理屈抜きに自治体に向かって競って自己に有利になるような施策を求め、あるいは自己に有利になるよう行動するかも知れない。そのような力で財源を取り合うようなことは、いかがであるだろうか。

地域社会を共に暮らしていく場と考えれば、それでは住みにくくなる。心のつながりのある、

互いに支えあう社会であることが望まれる。もとより、これからの時代は、住民にせよ団体にせよ自分でできることは自分で行うことが基本になるであろう。しかし、それだけでは片付かない公共的な問題を処理するために自治体はある。

価値観の多様化とともに政策的なものについては、一義的に結論を得るのは難しくなっている。イエスかノーかと決められない問題も多い。例えば、近頃何かと槍玉にあげられる公共事業にしても、街中の混雑緩和のために必要な道路事業もあれば、災害を防ぐための河川改修もある。それでもお金がないとなれば、切り詰めていくしかない。その場合に一〇パーセントカットか一五パーセントカットかあるいはその間の適当な率のカットかというような場合、正邪の問題ではなく選択の問題である。福祉についても、新たに多様なニーズが生じており、何を優先させるかということで、既存の施策を聖域視することはできなくなっている。

という身が持たない。職員も住民も各種の団体も自覚して、理的に全体状況に対応せざるを得ない。

しかし、そのためには自治体の十分な情報の公開が必要である。特に、財政情報については、積極的にわかりやすく説明することが求められる。例えば、限界はあるにしても、家計になぞらえて、分析してみるのも一つの方法といえる。外国の動向も踏まえ、自治体の説明責任を果たすために、民間に準じて作られた開始したバランスシートや行政コスト計算書などもよほど工夫してかからなければ、読み取れることは多くはあるまい。

さて、財政の切り詰める必要性はわかったとして、どのようにしてそれを実現するかが課題である。

強きを助け、弱きをくじくようなことをしてはならないし、声の大きいものに押されてもいけないし、悪平等に一律カットをするようなことも避けるべきであろう。政策にどのようなめりはりをつけるかが問われる。

その際、考慮すべき公正とは何か。公平とはどういふことか。実際には、判断の非常に難しい問題である。誰もが納得するよ

うな事項もあるうが、人によって見方が違うものも多く出てくる。そして、現在は、自治体が公正、公平の判断を一方的に下せる時代ではない。住民の意見を集約していくことが大切である。

衆知を集めて、公論を形成するということになる。

そのためには、お互いの共感と寛容と理解と討論・説得（慎

重審議）により結論を得るほかあるまい。

沈黙は金の時代は過ぎた。みんなが発言し、行動する時代となっていると思う。

ただ、どのような議論をするにせよ、自分達の目先の利益にかまけて、われらの大切な愛する子孫に借金のお山を残すようなことは絶対に避けるべきである。





# まぢづくり

[shityouson relay]



桃の花が彩る季節の山梨市

## 山梨市

溢れる果実と

人の笑顔が創りだす  
心豊かなまぢづくり



山梨市は、山梨県の県都甲府市の東北約十二km、東京都心から約百二十kmの距離に位置します。総面積は五十三・一一km<sup>2</sup>で、北西に秩父山塊から連なる山岳・丘陵地帯を抱え、中央に流れる笛吹川に沿って埼玉県の秩父地域に通じる国道一四〇号、南を流れる日川に沿って東京都の奥多摩地域に通じる国道四一

号、さらに市の中心部をJR中央線が東西に走り、山梨県東山梨地域の「扇の要」と呼べる位置にあります。

山梨市は、昭和二十九年に二町五か村が合併し市制が施行されました。当時の山梨市は養蚕や米作が盛んで、市内は桑畑と水田が広がっていました。しかし、昭和三十年代から四十年代にかけて、高度経済成長の波が押し寄せるとともに、市の農業

も大きな転換期を迎えます。安い輸入生糸の急増と、全国での大規模開発による米の増産により、養蚕と米作は厳しい競争にさらされることとなりました。

一方、笛吹川・重川・日川という三川がもたらすその豊かな土壌と盆地特有の気候が適していることから、この地域では以前から桃やぶどうなどの果樹生産が行われてきましたが、国民の生活の向上に伴う果実の需要が高まってきたことから、果樹への生産転換が急速に進み、現在では、桃やぶどうを中心にサクランボやスモモなど、その果樹生産において「日本一の果実郷」といわれるまでに成長したフルーツの里としての山梨市があります。

# いきいき子どもが育つ環境の整備と

## お年寄りに優しい社会の形成

少子高齢社会の進展と、急激な経済・社会情勢の変化にあつて、今ほど「人づくり」が重要な時期はありません。子どもやお年寄りにやさしいまちづくり、安心して子どもを産み育てることのできる生活環境の整備は緊急の課題と考えています。

山梨市では、乳幼児医療費の無料化や全国自治体の先行事例として次世代育成支援行動計画の策定など、子育て支援体制の充実を行っています。また、子ども議会の開催や子ども未来憲



小学校での英語教育

章の制定、県下に先駆けて小学校の一・二年生を対象とした三十人授業の実施や中学校の二期制の導入、中学校への英語指導助手の増員、小学校での英語教育なども行いました。学校・地域・家庭が相互に理解・協力しあい、未来を担う子どもたちの個性を伸ばしつつ基礎的学力を高める教育を推進し、子どもたちがいきいきと健全に育っていくような環境を整備していきます。

また高齢者のための取り組みとして、自宅にいながらにしてさまざまな情報が取得できる公共情報システムの構築を目指して、産学官共同により、誰でも簡単に機器使用でき、インターネットを利用して地域交流を深めることができる環境を目指し、地域情報ネットワーク実践実験を高年齢者参加のもとに行っており、その成果が期待されています。

子どもからお年寄りまでが心豊かな生活をおくるためには、学び知識を深め、共に研鑽しあ

うことも必要です。市では平成十二年度に「生涯学習都市宣言」を行い、生涯学習フェスティバルなどを通じて、市民に学ぶことの喜びを知ってもらおう取り組みをしています。また市内にある国の重要文化財を初めとする貴重な歴史的財産と自然あふれる万力公園やフルーツ公園などの公共施設や自然を結んで、山梨市全体を野外博物館と見立てた「フィールドミュージアム構想」の推進に向け検討を続けており、さらなる生涯学習の推進に向けた環境が

整備つつあります。



「山梨市農地いきいき特区」での小学生の農業体験

## 地域産業の振興と

### 自然を生かした観光の推進

桃やぶどう、サクランボ、すもも等の果樹産業は山梨市の基幹産業であり、そのシンボルとして笛吹川フルーツ公園があります。

しかしながら生活形態の変化は、このフルーツの里にも影響を及ぼしています。例えば農業後

継者不足の問題であり、それに伴う農業従事者の高齢化も顕著です。

さらに、産地間競争の激化と海外からの輸入品の進出により、価格競争が起こり、安定した農業経営を難しくしています。こうした状況のなか、市では

これらの問題に対処するため、農業へ新たな取り組みを行っていきます。

その一つに国から構造改革特別区域に認定された「山梨市農地いきいき特区」があります。遊休農地への企業進出を可能にするこの特区の推進により、農地の保全が図られるとともに、都市住民と地域住民の交流、農業体験の提供や企業が農作物の生産を行い地元で消費していくといった地産地消への取り組みなどその効果が期待されています。

また、桃やぶどう狩りに加えて、サクランボ狩りやいちご狩りといった、従来の農業生産だけではなく、観光農業への取り組みを行う生産者も出ており、様々な形態で農業の活性化が図られるように市でも今後検討していきます。

またこうした観光農業への取り組みはそのまま観光ルートの開拓となります。フルーツ公園を中心とした山梨市全体で、季節ごとに变化する様々なフルーツの花が彩る美しさ、

その果実が放つ芳しい香り、そして食べると口に広がる芳醇な甘味を体験できるような観光の推進を行っていきます。

春には甲府盆地一面に広がる桃色の絨毯を一望できるフルーツ公園ですが、その素晴らしい景観は昼ばかりではありません。新日本三大夜景に選ばれた「笛吹川フルーツ公園からの夜景」は、眼下に人々の営みが紡ぎだす灯りを、空を見上げると星々が織りなす大宇宙の輝きを満喫することができます。



万葉のうたまつり：朗唱の会の風景

## 自然と協調を図り

# 市民が主役の市政を推進

安心して暮らせる快適な環境の整備と災害に強いまちづくりの実現を目指して、河川活用

「ウォーターフロント構想」を策定し、市内を流れる笛吹川・重川・日川の整備と活用を図り、治水・利水の整備はもとより、アメニティあふれる水辺の親水空間の創造と活用する構想の実現化に向け、取り組んでいます。

また、環境基本条例を制定し、環境の保全等に関する基本的な方向を定め、市民の健康で文化的な生活を確保する環境基本計画の策定の準備を進めています。

万力公園・万葉の森で毎年六月に行われている「万葉うたまつり」とホテル観賞会」は、山梨市最大のイベントとして、市内外や国外からの参加者も迎えています。

参加者が万葉風の衣装を身にまとい、うたう万葉歌朗唱会をはじめ、森の音楽会、琴・尺八が奏でる邦楽のしらべや地元の伝統である岩手太鼓の演奏などさまざま催しがありますが、森の緑と小川のせせらぎに包まれた中で行われます。また夜は灯ろうとホテルの

灯が織り成す幽玄の世界を堪能できます。

こうした自然と協調した施策を推進するとともに、市長と市民が気軽に話ができる、市民との対話「トナー」の毎月開催や市民意見提出制度（パブリックコメント制度）の試行、市の各種委員会や協議会の委員の一般公募などを進め、市民の声を市政に反映させる取り組みを行っています。本年の市制施行五十周年を記念した事業にも市民から応募のあったアイデアが生かされています。

また、市民の利便性の向上を図る観点から、住民票などの一部の証明書交付業務の時間帯等を拡大した窓口サービスを実施しています。

自然豊かな環境と共生する、そして市民の、訪れる人の心を豊かにし、誰もが笑顔のあるまちづくりのため、「参加と創造」「市民が主役」を基本理念とし、山梨市では様々な施策に今もこれからも挑戦を続けていきます。



# 住民サービスと職員

公務に対する考え方が変わってきた。行政サービスも一般の商品やサービスと同様、顧客である住民を如何に満足させるかが課題となってきた。このような中、サービスの担い手である職員の意識が問題とされ、県でも各市町村でも意識改革が叫ばれている。ただ、意識改革といっても、これまでの組織風土の中で培われてきた遣伝子を変えていくことはなかなか容易なことではない。今回は、これらの原点である窓口改革と今後の人事給与制度の一端について紹介する。

特集1「親切で丁寧な窓口サービスについて

甲府市市民課 飯田 浩明

特集2「窓口サービスについて

県市町村課 石原 丈士

特集3「私たちの町の挑戦・勤務評定

小淵沢町総務課長 加藤 紀雄

特集4「県内の市町村職員の給与の状況等について

県市町村課 村松 稔

# 親切で丁寧な窓口サービスについて

Hiroaki Iida

飯田浩明

甲府市市民課

特集

1

## 市町村に

## 求められるもの

現在、国においては、「官から民へ」「国から地方へ」を基本理念に、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムの構築を目指しています。

このため、地方では、事務権限における自己決定権の拡充を図るとともに、財政面においても自立性を高めることが必要になってきています。

このような地方分権の推進と行政の透明性の向上に取り組むなかで、今日の地方公共団体においては、市民と行政がパートナーとしての関係を確立し、地域の特性を活かした自主性と自立性の高い行政運営が求められており、さらにインターネットの普及によ

るIT社会の急速な進展や少子高齢化対策をはじめとする雇用、福祉、環境、教育などの諸課題への対応も取り組まなければならない急務となっています。

また、一職員に期待される能力についても、行政サービスの高度化に伴う専門的能力、新たな課題に積極的に取り組む進取の気性と創造力、状況に適切に対応できる柔軟性などが、これまでも増して求められており、さらに、住民の信頼を得る職務能力や公務としての倫理観そして責任感が求められています。すなわち、専門性、創造性と並んで協調性ひいては豊かな人間性やコミュニケーション能力が要求されています。

このような状況のなか、甲府市においては、行政サービスの質的向



上を図るうえで、多種・多様化する市民の要望及びITスに対応するため、市長が掲げる「日本一親切・丁寧で明るい市役所」づくりを専念し、市民のサービスの利用が多い、最も市民と密着した窓口

## 窓口サービスの改善

### 日曜窓口サービス

現在、日曜窓口サービスは、市役所本庁舎一号館一階の市民部窓口と総合市民会館内に設置されている青沼窓口サービスセンターで行われています。一月二九日から一月三日の年末年始の日曜日を除く毎日曜日に開設し、開設時間は、平日と同様の午前八時三〇分から午後五時一五分までとなっています。

本庁舎における日曜窓口サービスは、昨年の四月六日から開始されました。昨年の二月、市長の就任時に「三ヶ月政策」の一つとして位置付けられ、働く人や生活者のリズムに合わせた行政サービスの展開として、週休二日制の浸透などによる市民生活のリズムと市役所の業務時間のズレを解消し、生活者本位のサービスの実現

サービスについて、市民に対していかに満足度の高い行政サービスを提供できるかを念頭に入れ、次のような窓口サービスの改善をいくつか実施しました。

## ②

と全国各地で社会現象になつてい

る中心市街地の衰退・空洞化について、甲府市の中心市街地も同様であることから、市役所も中心市街地で行政サービスを提供する一店舗であるとの認識に立ち、中心商店街に賑わいを呼び込む一助として貢献できるよう実施されました。

窓口は、市民部の市民課・国民健康保険課・交通安全生活課を開設しており、取り扱っている業務は、市民課では印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍事項証明書、原戸籍・除籍、税証明などの証明書の交付、印鑑登録、埋葬・火葬・改葬の許可及び出産・婚姻・離婚・死亡などの戸籍届出の受付などを行い、国民健康保険課では保険証の再交付、遠隔地保険証の交付及び保険料の収納を行って

います。また、交通安全生活課では交通災害共済の加入・見舞金の請求受付及びチャイルドシートの貸出・返却を行っています。なお、市民課の業務で、転入・転出・転居などの住所異動の手続き及び住民基本台帳ネットワークシステム第二次サービスに伴う業務は、他

市町村等への確認が必要となる場合があるため取り扱っていません。職員の勤務体制は、市民部の管理職一名、市民課六名、国民健康保険課二名、交通安全生活課一名の計一〇名で対応していますが、それぞれの担当課等の職員でローテーションを組み業務に就いています。休日出勤に伴う手当ては行わず、週休日の振替で対応して

います。昨年四月から本年一月末までの取扱件数は、三課合計で八、六〇二件でした。この内、来庁件数は七、八九四件、電話件数は七〇八件でした。今まで開設した四一回の一日当たりの平均は二一〇件となります。市民課においては証明書の交付件数は五、六五〇件で、中でも印鑑登録証明書が二、四四七件と最も多くなつており、次いで住民票の写しが一、七七九件、戸籍事項証明書が七九九件となっており、印鑑登録件数は六一一件、戸籍に関する届出・許可

は七九一件、来庁相談は四三二件、電話相談は五二一件でした。国民健康保険課においては、来庁件数は二六一件、電話件数は一四九件であり、交通安全生活課においては、来庁件数は一四九件、電話件数は三八件でした。

青沼窓口サービスセンターにおける日曜窓口サービスは、本庁舎の実施に先立ち、平成一〇年一月四日から開始されました。これは、多種・多様化する市民のニーズに柔軟に対応するために行われた行政サービスであります。全国的に実施している市町村は少なかったため、一年間の試行期間を設定するなかで、取扱業務は市民課の証明書交付業務（オンラインで処理できるもの）に限られたもので開始されました。

職員の勤務体制は係長職一名、職員一名の計二名で対応していますが、市民課の一部係長職と市内八ヶ所にある窓口サービスセンターの職員で、ローテーションを組み業務に就いています。休日出勤に伴う手当ては行わず、本庁舎と同様に週休日の振替で対応して

います。昨年の四月から本年一月末までの証明書の交付件数は三、七六七件で、中でも印鑑登録証明書が一、五八一件と最も多く、次いで



住民票の写しが一、四五五件、戸籍事項証明書が四七〇件となっております。

日曜窓口の来庁者は、平日と比べ親子連れの方やサラリーマンの方などが多く目に付きますがその方たちの感想としては、「平日は仕事が休めないで助かる」、「印鑑登録証明書がすぐ欲しかったのでよかった」、「市役所で住民票をもらったついでに、中心で買物をして帰ります」となどの声を聞きました。やはり、日曜窓口サービスの実施は、市民に密着した行政サービスとして効果があったものと推察できますが、その反面、「取り扱う業務を増やして欲しい」、「平日の時間延長をして欲しい」、「土曜日も開設して欲しい」などサービスの拡大を求める声も聞かれました。今後は、日曜窓口の利用状況を多角的に分析するとともに、市民ニーズの把握、取扱業務の精査及び職員体制などを考慮し、取扱業務の拡大、青沼窓口サービスセンター以外のサービスセンターでの日曜開設、平日の時間延長及び土曜開設などを全庁的な課題として検討していきたいと考えています。

本庁舎一階のリニューアルは、平

成一五年度の年末年始の閉庁期間を利用し、本年一月五日に新しいレイアウトでの窓口業務が開始されました。本庁舎一階市民部の受付カウンターの改修、受付窓口の配列の見直し及び市民が使用するフロアと職員が業務にあたるフロアの整備を行いました。なお、平成一四年度にも、市民にやさしいフロアを念頭に入れ、市民の利便性・実用性を考慮し、本庁舎一階のフロアに高齢者や障害者が座ったまま記入のできる低い記

載台を設置し、数多くの方が座れて、乳母車の方や障害者が安心して利用し易い待合スペースとするため、待合ソファの改善を行いました。

今回のリニューアルは、行政サービスの質的向上及び、カウンターが高いこと、立ちたままの手続きはつらいなどの市民からの苦情や要望及び市民に利用し易い環境づくりの取り組みのなかで行われました。

役所」といって受付カウンターが高く、職員が見下ろすような感じになっていたものを、市民と同じ目線で手続きをすることで、市民と十分なコミュニケーションが図られ、市民にとって親近感が感じられるように、カウンターの高さを九〇cmから七〇cmと低くし、椅子も設置しました。さらに、市民側のカウンターの下に奥行きを四〇cm設け、車椅子の方でもそのまま手続きができるようになりました。また、市民が使用するフロアのスペースを



カウンターリニューアル前



カウンターリニューアル後

拡大し、手続きで順番を待つ方のために長椅子を増設し、職員が業務にあたるフロアをワンフロア化することにより、市民を誰からでも確認できるようにし、直ちにその場の状況に合った適切な対応ができるようにしました。それ以外にも、住所異動の手続き・年金の手続き・国民健康保険の手続きなどの市民部における届出について、一連の流れの中で市民が手続きができるよう窓口のレイアウトの変更を行い、今までは無かつたカウンターの中の出入口を一つ追加することにより、職員が市民の状況に合わせ、直ちにカウンターの外に出て対応できるようにしました。

今回のリニューアルにおける市民の反応は、「座ったまま手続きができるので楽。明るくきれいになった」、「すっきりした雰囲気がいい」、「親切に対応してもらいよかった」、「落ち着いて話ができた」など全体的に好印象を持っていただいたようです。また、窓口業務にあたる職員の反応は、「椅子を設置したことにより、市民の状況に合わせた一人ひとり丁寧な対応ができ、コミュニケーションを図ることができ、職員がフロアの状況を常に把握することができ、対応し易くなった」、「長椅子を増設したこと

により、窓口が混み合った際でも立っている人が無くなり整然とした雰囲気生まれた」など業務に對してより積極的で、なおかつ意識改革にもつながるような反応が返ってきました。

今回のリニューアルは、サービスをj受ける市民にとつても、サービスを提供する職員にとつても、全体的に有意義で効果的な取り組みであったと思います。しかし、今後においての課題も想定されます。窓口が混み合った際に、椅子に座ってカウンターで記入しながら手続きを行うことについては、対応する時間が従来より多少かかってしまうことが想定されます。市民が利用し易く、安心して、心地よく待ち時間が過ごせるよう、受付窓口の改善と受付番号自動発券機の導入を検討しなければなりません。さらに、交付する番号の表示を見易く、分かり易くし、インフォメーション混雑時のお知らせや市の情報などの活用もできる新しい交付番号表示・呼出装置の設置も検討していかなければなりません。

請求書の見直し  
窓口サービスの利用が多い、住民票・戸籍関係の証明書の請求書について見直しを行い、本庁舎一

階のリニューアルに合わせ、本年一月五日から新しい請求書での受付を開始しました。これに伴い、市内八ヶ所にある窓口サービスセンターの請求書も同時に見直ししました。

この見直しは、従来の請求書では市民に分かり難い記入し辛い複数の証明書を取得したとき同じ事項を何枚も記入しなくてはならず手間がかかる、受付するのjに時間がかかるなどの市民の要望や職員の懸案事項を解決するため行われたもので、市民に分かり易く、必要最小限の事項を記入してもらつことなどを念頭に入れ、請求書の記載内容及び様式等を精査するとともに、他の市区町村の請求書等を参考にし、請求書の統合及びレイアウト等の変更を行いました。

見直しの内容は、「戸籍謄抄本等交付請求書」、「除籍・原戸籍謄抄本等交付請求書」、「戸籍の附票の写し交付請求書」、「身分証明書証明願」及び戸籍の届書に関する「記載事項証明書交付請求書」、「受理証明書交付請求書」について、本籍・筆頭者を記入するという共通事項を根幹に交付請求書を統合しました。名称はそれぞれ、「戸籍に関する証明書の交付請求書」、「色はピンク」、「戸籍届書に関する

証明書の交付請求書(記載事項証明書・受理証明書)」、「色はブルー」としました。「住民票の写し等交付請求書」(色はイエロー)については、他の請求書との統合は今回行いませんでした。

また、様式及びレイアウト等の変更については、請求書の規格寸法を従来の横B6から縦A4サイズとし、表記する文字について従来の八・五ポイントから一二ポイントにしました。さらに、記入事項の配列について、従来の縦・横併用から項目番号を付した縦配列としました。

今回の請求書の見直しについて、市民は当初戸惑っている感はありませんでしたが、今では、何枚も書かなくて済む、「分かり易い」、「見易い」など好評を得ています。また、受付する時間についても、職員が処理をするスピードが上がり短くなりました。しかし、請求書を統合したことで、市民にとっては一つの請求書で複数の証明書がとれる利便性がある反面、一つの請求書を二つの係で処理することが生じてしまい、その部分については職員に負担がかかっています。今後、課内における係の担当業務の精査及び窓口の受付体制の見直しを検討する必要があります。

# これからの

# 窓口サービス

3

窓口サービスの改善は、決して新しい取り組みではなく、職員が日々の業務を遂行するなかで実行され、あるいは検討されていくべきものと考えます。窓口サービス向上のためには、市役所の現状を市民アンケートや職場アンケートの結果などから分析すること及び民間企業、先進都市の取り組み状況などからも学ぶ必要があります。来庁した市民に対して、いつでも、どこでも、親切で丁寧な対応をすることが大切なことだと考えます。

今後、窓口サービスを向上させるための具体的な方策としては、行政改革及び、日本一親切・丁寧で明るい市役所「運動の展開を目指す一環として、市民アンケートなどを反映した報告書の中で、検討項目とされているものもありますが、次の事項が挙げられます。

ワンストップサービスの実施  
窓口を抱えている部間の調整及び課内の担当業務の精査などが必要になってきますが、総合的な手続きのできる窓口を新設

し、市民を歩かせず、待たせず、時間をかけず、手続きを漏らさない体制が求められています。

## フロアマナージャーの配置

甲府市では、常に来庁した市民に気を配れるよう、本庁舎一階正面に総合案内窓口を設置し、全庁的な業務に関するフロアマナージャーが職員二名体制で配置されていますが、これとは別に、窓口を持つている各部毎あるいは各課毎に職員をローテーションを組んだうえで配置し、必要な手続きの内容や申請・届出用紙の記入の仕方について説明したり、適切な案内をすることが求められています。これにより、市民の不安は和らぎ、窓口での説明は必要最小限となり手続きがスムーズになります。

## 信頼される職員になる

窓口に来た市民に、担当している業務と全く違う業務のことを尋ねられることがよくあります。他の職場の経験を積んだ職

員であれば、何事も無く対応し必要なら担当に電話等で確認のうえ案内できますが、経験の浅い職員だとまごつくことがあります。このため、職員用の市役所業務一覧（虎の巻）を作成すれば、他課の業務について職員が知識習得を容易にすることができ、市民に尋ねられても直ちに適切な対応が図られ、たらい回しなどのトラブルを防止することができそうです。また、職員には専門用語を使わない市民に分かり易い説明や話し方及び名札を着用した好感の持てる服装も求められています。

## 職員の意識改革

職員の意識改革は、最も優先しなければならぬ、最も時間のかかる課題だと思います。これには、上司からの小言よりも市民の声に対する感性を磨き、市民の感覚を忘れないでいることが大切です。そのためには、市民の生の声を聞くこと、それに接することが必要です。市民の要望、苦情は大切な財産と受け止め、市民の声を業務に生かすことを考えなければなりません。また、窓口を持っていない職場においても、行政サービスの向上のため全職員が総力をあ

げて取り組みなければならぬことを肝に銘じ、窓口を持つている職場と持っていない職場の温度差を無くすることが肝心なことだと思います。

地方分権及び三位一体改革などにより社会情勢は大きく変動しつつあり、それに伴い住民のニーズも多種・多様化され、さらに、長引く景気の低迷により地方公共団体を取り巻く状況は一層厳しくなりつつあります。また、時代が変われば住民のニーズも変わります。今まで行ってきた取り組みを一過性のものとして終わらせず、継続していくことが大事なことであると思います。行政サービスの向上への取り組みを重ね、住民の信頼を得ることができるよう、今後も、先に述べたような事項について、市民の要望・ニーズ及び市の置かれている状況などを考慮しながら、十分検討のうえ窓口サービスの向上に務めていきたいと考えています。



# 窓口サービスについて

Takeshi Ishihara

石原丈士

県市町村課

特集

2

## はじめに

1

成熟社会を迎え、住民の生活習慣の多様化などに伴い、行政へ向けられる住民のニーズはますます多様化しており、とりわけ住民の最も身近な行政機関である市町村においては、特に住民に直接向き合う窓口におけるサービスの向上が求められている。窓口サービスの向上は、接客対応や待ち時間の縮小などの質の向上はもとより、時間外延長や休日開庁など開庁時間の延長など更なるサービスの利便性の向上が求められてきている。

このような背景もあって、本県の市町村においても、様々な窓

口サービスの向上に向けた取り組みが行われている。特に、最近では、特集一で甲府市の状況を紹介していただいたが、行政はサービス産業の一つであるという考えの下、提供するサービスそのものは勿論のこと、顧客である住民に如何に気持ちよく満足していただけるか、住民の立場からの改善が課題となってきた。今回、市町村課として初めて県内市町村の窓口サービスについて調査したが、その結果を基として、県内の状況を踏まえつつ、今後の動向についてみていくこととする。

## 県内の状況

2

・サービス窓口について  
住民が窓口サービスを受ける

には、まず居住する市町村の窓口に行く必要があるわけです

が、ほとんどの市町村では役場本庁のみで行っているが、面積の大きい市町や市町村合併の経緯でいくつかの市町では、本庁以外にも出張所などにサービスの窓口を開設しているところが見受けられ、十四市町が出張所、出先機関、支所等を置いている。

・窓口の拡大について

このような中、最近、現実の窓口の外、ホームページに窓口手続きや申請書のダウンロードのコーナーを設け、窓口の拡大を図っている市町村が二三あり、その数も増加してきている。

このサービスは、窓口で利用することができるサービスの内容、申請の際に必要な申請書等の書類、手数料など申請するに必要なものの案内を行い、住民が窓口に来てから足りないものがあり再び窓口に来なければならぬこととなることなどを防止する外、住民が窓口を訪れる前に事前に申請書の入手及び記入を終えておけば、実際に手続きをする際の待ち時間が短くてすむという住民の立場に立ったものでもある。

また、このダウンロードできる申請内容は、住民票の写しはもちろん、戸籍関係の申請書、また所得証明書や納税証明書など

の税務関係、住民基本台帳ネットワークシステムの第二次サービスに伴う申請書（住民基本台帳カードの申請書や付記転出届等）などを利用することができる。

さらに、敬老祝金、村の助成金・補助金、各種施設利用申請書など、窓口のサービス以外にも行政に提出する申請書などにも拡大してきている。

・時間外交付について

通常、申請書の提出・各種届出・写しや証明書の交付は、時間内に行われるわけですが、住民の都合などにより、翌日に必要な場合などその日のうちに写しや証明の交付を受けておく必要があるが、時間も、時間内に受理できない場合も想定される。

そのため、窓口サービスの時間内に電話で交付の予約を受け付けておき、交付の際に申請書を提出してもらい、時間外に交付を行っている。

時間外交付を実施している市町村数は、平日時間外が一〇、土日交付が八となっている。時間外の交付に対応する職員は、住民課職員が三団体、宿日直が一四団体である。写しや証明書など交付を要するものは、時間内に住民課の担当職員が作成しておき、交付のみを行うことにな

る。

・宿日直について

時間外及び休日については、宿直及び日直が業務にあたるというわけだが、その主な業務内容として、郵便などの物品の收受、電話対応などがあげられるが、届出をしなくてはならないもの（出生の届出・死亡の届出）については、戸籍法において届出期間を定めており、いずれの市町村においても時間外であっても戸籍の届出の受理を行っている。また、死亡の届出の受理に伴って、火葬許可証の発行などを行っている。これら以外でも、緊急時の対応、庁舎管理、来庁者への対応、観光案内も主な業務である。

業務を行っている者については様々だが、日直については、ほとんどの市町村で職員が対応しているのが現状である。また、宿直については、町村では職員が、市では業者委託という傾向があらわれている。

・時間延長及び

休日対応について

次に、予約による交付の時間延長ではなく、申請も時間外にできる窓口そのものを時間延長したり休日対応している市町村が最近現れてきている。

そもそも、役場や市役所を

めた官庁の執務、つまり、営業時間は、市町村が条例で定める休日以外の日の午前八時三〇分から午後五時まで行っているれば足りることとされているものであるが、市町村によってはこの足りるという発想から、そもそも市町村は住民にサービスするものであり、住民ニーズに沿ってその執務時間を設定するという形となってきた。

県内では窓口の時間延長を、塩山市・山梨市・南アルプス市の三市が実施している。サービスの開始時期は、いずれも平成一五年度からであり、毎日実施しているというわけではなく、週一回の時間延長を住民課の職員で対応している。

一方、休日の窓口開庁をしているのは、甲府市と長坂町の二市町であり、うち長坂町は、土日曜日に日直が対応をしており、甲府市については、市民課及び市民部の管理職が対応をしている。甲府市では、住民票の写し、税務関係の証明、印鑑登録などのサービスの他に保険証の再交付や保険料の収納、国民健康保険課などの業務を行っている。

県内での時間延長・休日対応は、計五市町で実施しており、全五六市町村のうちの約一割弱で



ある。数字だけみると少ないようであるが、時間延長・休日対応を開始した時期をみてみると、ここ一年以内がほとんどであり、近年、いかに住民ニーズが増加しているかを伺い知ることができ、今後とも合併等による市町村の規模が大きくなるにしがたい増加していくものと思われる。

・自動交付機の設置について  
 ニュで自動交付機の設置状況について説明する。県内では自動交付機の設置をしているのは、六市町にのぼる。自動交付機は、平日の時間外はもちろんのこと土日、祝日も利用することができ、その利用できるサービスも住

## 今後の動向

時間延長・休日対応をしていない市町村の実施予定については、検討中を含め六割以上が未定である。実施をしていない理由として、住民のニーズがない、自動交付機を設置してあり対応している、職員体制の不備などがあげられている。

人口が少ない町村では地域の実情等により、窓口サービスを利用する住民が少ないのである。先に住民ニーズが高まってきた

民票の写し及び印鑑登録証明書など利用頻度の高いサービスを受けることができる。自動交付機の設置場所は、いずれの団体も窓口サービスの利用ができる市町村役場である。

さきに県内の時間延長及び休日対応の市町村を五市町と述べたが、自動交付機を設置している団体は窓口自体の時間延長及び休日対応は行っていない。そのため、実際には自動交付機の設置してある市町でも休日等にサービスを受けられると考えれば、その数は、一一にのぼることとなり全市町村の約二割にあたることになる。

### ③

していると述べたが、確かにニーズ自体はあるはずであるが、小規模市町村ではそもそも利用者の絶対数が少ないのではないだろうか。また、自動交付機を設置している団体では、自動交付機の利用件数は年間の利用件数の約二割を占めており、その件数すべてが時間外の利用ではないとしても、利用者のニーズに対応しているといえるのではないだろうか。

また、町村においては、職員数の確保という課題がある。ニーズに伴い窓口サービスを実施するにしても、窓口の対応をしている職員が三人以下の町村が三〇団体あり、これらの町村については時間外の対応まで住民課のみで行うには人的にも無理があるのだから。また、宿日直自体も職員が対応している団体がほとんどであり、職員数の不足により体制が整備されていないのが実情である。

既にご存じのとおり、平成一四年八月五日から住民基本台帳ネットワークシステムが稼働となり、翌平成一五年八月二五日からは、第二次サービスが開始された。

第二次サービスでは、住民票の写しの広域交付(住所地以外の市町村でも、本人もしくは同一の世帯の者の住民票の写しの交付を受けられる)、転入転出手続の簡素化(住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転出届を郵送で行うことにより、窓口に行くのが転入時の一回で済む)、そして住民基本台帳カードの交付を受けることができるようになった。

住民基本台帳カードについては、その利用領域を市町村にお

いて条例に定めることにより様々な利用をすることができるようだが、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付についても、今後の活用が望まれる。

・電子申請(公的個人認証制度との関連)について  
 平成一六年一月二十九日に電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(公的個人認証法)が施行され、申請・届出等の行政手続のオンライン化の前提が整った。

本県では昨年四月に「市町村総合事務組合」が発足し、県内のすべての市町村と県の共同により申請・手続のオンライン化の電子自治体の構築を進めてきた。

本年四月には共同の「やまなし申請・予約ポータルサイト」の開設を予定しており、平成一六年度から県及び市町村のそれぞれの事務において電子申請を行えるようになる。市町村の窓口サービスの業務のなかでは、平成一六年度に、住民票の写しの交付申請及び印鑑登録証明書の交付申請等の一五業務オンライン申請が開始されることとなっている。

そして、最終的には、市町村へのほとんどの申請手続と証明書や許可書などの交付がオンライン上で処理することが予定され



ており、住民は市町村役場の窓口へ赴かなくとも申請手続きを終えることが可能となることを目指している。また、この窓口は、

二四時間ノンストップで行われ、究極の窓口の延長や休日対応となるものと考えられる。

## おわりにかえて

④

この日まで、県内の窓口サービスの状況について見てきたわけだが、最後に市町村において窓口サービスの改善をしている点を紹介して、本稿の結びとしたい。こ

こであげている点をすでに実施している市町村もあるうかと推測するが、今後住民の側にたったサービスを展開するうえで少しでも参考になれば、幸いである。

## 窓口サービスの改善をしている点

⑤

### 甲府市

カウンターを改修し、座って申請・届出ができるローカウンターを設置。

フロアスペースを拡大し、ソファを増設。

景観等にも配慮し、事務室内のレイアウトの変更及び整備。

各種申請書の内容及び様式を精査し、様式の統合及び見直し。

富士吉田市

ロビーに窓口案内当番(職員)をおき、申請書の記入等の照会

に対し案内を行う。

国民年金窓口をカウンターに設けた。

土・日・祝日の自動交付機のエラー時の対応として、職員が交代で自宅待機をする。

塩山市

来庁者に対して、親切、丁寧、迅速、正確に対応。

窓口サービスの時間延長の実施。

荳崎市

総合窓口化の推進。

高齢者、障害者に対応した低記載台、ローカウンターの設置。

牧丘町  
戸籍の発行・届出に関して、特に本人確認を重要視。

三富村  
昼休み時に電話当番の他、窓口の開設。

勝沼町  
職員の接遇マニュアル作成及び研修による対応の改善。

カウスター、事務机などの配置換えによる来客者の使いやすさの向上。

大和村  
他市町村との連携・窓口事務の研究。

中道町  
接遇研修を行い、住民サービスの向上。

豊富村  
昼休み時の窓口業務の開始(平一四・一・四より実施)。

住民課・税務課・出納室の位置を並べ、利用しやすい体制に変更。

三珠町  
窓口での対応の向上(迅速・丁寧・明快な回答等)。

担当者不在時の対応の改善。

増穂町  
親切で丁寧な対応。

電算化による待ち時間の短縮。

明野村

総合窓口制をとり、昼休み時に窓口開設。

長坂町  
業務内容案内板の掲示。

小淵沢町  
申請書の簡素化による申請者への負担軽減。

印鑑登録証の磁気カード化による発行時間の短縮。

戸籍及び戸籍附票の電算化による発行時間の短縮。

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍等に電子公印及び改ざん防止用紙を使用し、発行時間の短縮。

武川村  
住民票、印鑑証明、戸籍等の電算化による交付時間の短縮。

山中湖村  
手続きの簡素化。

鳴沢村  
住民の立場に立った、失礼のない接遇、対応。

..... 窓口サービスについて .....

・窓口サービスの提供場所

本 庁	出張所	出先機関	その他
56	8	4	2

出張所...大月市・市川大門町・下部町・増穂町・鯉沢町・南部町・敷島町・上野原町

出先機関...都留市・竜王町・長坂町・白州町

その他...甲府市

(窓口サービスセンター 8箇所、公民館併設等)  
南アルプス市(6支所)

・窓口サービスの広報媒体(H P等)による案内

H P	広報誌	その他	していない
40	28	3	12

甲府市... モバイル、ラジオ、CATV等

塩山市... 市民生活ガイド

下部町... CATV

・H Pからの申請書のダウンロード

住民票の写し	印鑑証明	税務証明	その他	していない
18	16	11	18	33

その他

戸籍関係...甲府市・富士吉田市・塩山市・都留市・  
韮崎市・南アルプス市・勝沼町・御坂町・  
一宮町・豊富村・六郷町・下部町・昭和町・  
小淵沢町・上野原町・丹波山村

住基ネット関連(2次サービス関連・付記転出届等)...

甲府市・都留市・南アルプス市・勝沼町・  
豊富村・下部町・小淵沢町

祝金・補助金・助成金・各種施設利用申請書... 丹波山村

・時間外交付について

平日時間外	土日曜日	していない
10	8	43

平日時間外...塩山市・三富村・市川大門町・増穂町・  
身延町・竜王町・田富町・大泉村・西桂町・  
小菅村

土 日 曜 日 ...都留市・山梨市・市川大門町・増穂町・  
身延町・大泉村・西桂町・富士河口湖町

・窓口の時間延長を実施した時期

塩山市...H15.11(水曜日 19:15まで)

山梨市...H15.8(水曜日 19:00まで)

南アルプス市...H15.4(第1・3水曜日 20:00まで)

・宿日直の対応について

日 直		宿 直	
職 員	職員以外	職 員	職員以外
54	2	40	16

職員以外(日直)

甲府市(OB)

中道町(業者委託)...戸籍の届出があった場合、住民課職員へ連絡をし、職員が対応する。

職員以外(宿直)... (業者委託)

甲府市・富士吉田市・塩山市・都留市・山梨市・

大月市・韮崎市・牧丘町・三富村・勝沼町・中道町・  
市川大門町・秋山村・西桂町・上野原町・丹波山村

・時間外交付について

土曜日	日曜日	していない
1	2	54

土曜日... 長坂町

日曜日... 甲府市・長坂町

・自動交付機を導入している団体 6団体

富士吉田市・竜王町・敷島町・玉穂町・昭和町・田富町

・自動交付機で利用できるサービス

住民票の写し、印鑑登録証明書

・時間延長・休日実施を実施していない理由

住民のニーズがない	住民票の自動交付機があるので	その他
30	6	15

その他

対費用効果に比べニーズが少ない

以前時間延長を試みたが、利用者がいなかった  
職員体制の不備

電話予約にて対応している

昼休み時間にて対応

# 私たちの町の挑戦・勤務評定

## 町の現況

小淵沢町は、八ヶ岳高原の豊かな自然と富士山・南アルプスや八ヶ岳連峰の素晴らしい山並み景観に恵まれた町である。首都圏からJR中央線、中央自動車道の利用で二時間の程よい距離は、生活の拠点として、また、リゾート地として注目されており、年々居住人口の増加と、訪れる人たちが増えてきている。

現在、人口が六、二〇〇人と、決して大きな町ではないが、町内には、観光乗馬施設、美術館や体験工房、アウトレットモール、おしゃれなレストランなどが点在し、滞在型リゾート地としての地位を着実に形成しつつある。

今、地方自治体には市町村合併の大きな波が押し寄せている。平成一七年三月の合併特別法の期限に向けて、全国的に市町村合併が進められており、山

Norio Kato

## 加藤紀雄

小淵沢町総務課長

特集

3

①

梨県も例外ではない。このような中、小淵沢町は「大きな合併は、住民から行政が遠くなり、まちづくりに必要な住民の自治権が失われる」ことを理由に、今、峡北地域で進められている「北杜市」への合併には加わらず「当面、単独で進む」ことを住民の意思で選択した。

合併しても、しなくても、これからの地方自治体の運営は、試験を避けて通ることはできないと思うが、入札契約制度の改革・ISO14001の取得・行政評価システムの導入・職員勤務評定・小泉内閣の主要施策である構造改革特区の認定など、町として、以前より取り組んできた行財政改革を一層進めることにより、新たなまちづくりをめざしている。



## 勤務評定の導入

戦後半世紀、経済的発展の中で築かれ、継承されてきた年功序列・終身雇用型の公務員制度は、社会の変遷に伴い疲弊し、住民サービスの質の向上のためには、今、職員の意識改革が求められている。

かつて、公務員は、休まず・遅れず・働かずなどと揶揄された時代もあったが、これからは、そのような体質の市町村は存続していくことすら困難となると言っても過言ではない。

経済成長の中に埋没し、潤沢な財源のもとで歩んできた地方自治体は、住民の要望にこたえて提供するサービスという面からは大きな成果を得たと言えるが、一方、行き過ぎた一面があったことは払拭できない。また、行政に対するコスト意識が希薄であったことも歪めない事実であるため、職員や組織の随所に弊害が生じている現状がある。

現在、地方自治体における、国庫補助金の削減・地方交付税制度の見直し・国から地方への税源移譲を内容とした、三位一体の改革が最重要課題として論

### ②

議されている。これからの地方自治体に求められるものは、これらの改革の動向を的確に捉え、まちづくりの主体として、自主自立した発想と活動であり、他の自治体と横並びでの満足ではなく、競争入自治体間・民間企業との中で自らを磨き、継続発展していくこととする前向きな努力と責任である。

そこで、地方自治体の運営にあたっては、住民サービスの一層の向上を図るため、常に住民の視点に立ち、意欲的に行政改革を進め、地域に根ざした特徴あるまちづくりを推進していかねばならない。

このためには、職員一人ひとりの資質を高め、職員全体のレベルアップを図り、結果として、市町村の職務である住民サービスの向上のための、機能的な組織の形成をめざしていくことが必要である。そのひとつの手段として、本町では勤務評定を導入することとなった。

### 導入までの経過

平成五年一月、民間出身の町長(現 鈴木隆一町長)が就任した。町長は日々、行財政運営を推進する過程で、その考え、やり方はおかしい「変えたほうがよい」「民間ではそのような考えは通用しない」と指摘し、多くの課題を提供した。最初は職場内に拒絶反応が蔓延していた。しかし、時間の経過とともに、公務員の論理として当然と思ってしまうことが、住民の視点で判断すると、評価が異なることを職員が多くが理解するようになってきた。

勤務評定についても、町長から導入についての検討を指示された課題であった。しかし、勤務評定は他の事項と異なり、給与や昇格等は職員の公務員としての身分に直接影響するため、職員、特に経験年数の長い職員から

今まで仲良く仕事をしてきた職場がぎすぎすしてくる。公平な評定ができるのか。評定する人の人間関係により主観が入らないか。長い間続けてきた方法を変え

### ③

る必要はない。

など当初は大きな反発があった。一方、若い職員からは、仕事ができる人、一所懸命頑張っている人と、そうでない人は格差がつくのは当然だ「既に、格差がついている」と思っていた「全てを横並びに扱うことのほうが問題であり、一見公平のように見えるが、実は不公平である」との意見を聞くことができ、勤務評定導入の強力な後押しともなった。

課題として取り上げてから、四年間、前述のような議論が、毎週月曜日に開かれる幹部会議の話題に度々上げられ検討を重ねてきた。

平成九年一月(鈴木町長二期目に入って)に、四年余の検討期間を経て導入することを決定した。その時点においても、職員に充分理解が得られたかと言うと、答えは「否」である。しかし、現在の職場の体質を変えていかねばならないことは社会的要請であり、住民サービスの質の向上のためには必要と判断し、トップダウンで導入を決定した。

# 勤務評定の方法

4

勤務評定は、六ヶ月毎に、年二回実施する。四月から九月までの期間(前期)については、一月に実施し、その結果を二月支給の勤勉手当に反映させる。一〇月から三月までの期間(後期)については、五月に実施し、六月支給の勤勉手当に反映させる。

各職員は「業務遂行における目標シート」を、前期と後期の二回、それぞれの期間中の業務の内容とその目標を記入し提出する。また、期間終了後は速やかに、目標に対する達成状況を追加記入し提出する。なお、評定をする際には、この目標シートを参考資料とする。

各職員は勤務評定表に基づき、一般職員・リーダー・管理職毎に、それぞれの様式で、五段階の自己評定を自ら行い上司に提出する。

上司は、職員から提出された評定表に基づき、評定を行い、課長評定欄に記入し評定委員会に提出する。

評定委員会は五人の委員で構成し、提出された評定表に基

づき、自己評定と上司の評定を参考とし、委員会評定を行う。

委員会評定の結果をもとに、成績考課・職務態度・能力考課の三区分の評定を加味し、暫定成績率を算定する。

暫定成績率の算定後、階層間及び各課の均衡ならびに特記事項(付加要因または減点要因)の反映等について検討を加える。の処理を経て、仮支給率を算定する。

仮支給率に基づき算定した支給総額は、各支給期毎(六月・十二月)に条例で定める支給総額(上限支給率)を超えない範囲内において調整し、支給額を決定する。

評定の結果は、六月と十二月に支給する勤勉手当に反映させることとし、最低0ヶ月から最高一・四ヶ月までの格差をつける。

この結果、例えば、給料月額三〇万円の職員と比較すると、勤勉手当の最低と最高の職員では、最大で年間四二万円×二回＝八四万円の格差がつくこととなる。

なお、評定のため必要な情報の把握と公平性を確保するため、評定委員会は、事前に各課長等から目標シートを参考に、ヒヤリングを実施する。また、評定後は、上司への説明はもとより、出来得るだけ多

くの職員に対して個人面接を行い、評定の結果について説明する。特に、評定の低かった職員に対しては、具体的にその内容を説明し理解を求めるとともに、次回へ向けての奮起を促す。

職員の勤務評定実施スケジュール

(前期)			(後期)		
4月	5月	6月	10月	11月	12月
業務遂行における目標シート(前期)提出	職員自己評定(評定表の作成) 課長評定	勤勉手当の支給	業務遂行における目標シート(後期)提出	職員自己評定(評定表の作成) 課長評定	勤勉手当の支給
	↓			↓	
	職員への評定結果通知			職員への評定結果通知	

# 導入による成果

5

導入から七年、勤務評定は年二回(一月と六月)行っているため、既に二三回を数えている。

はじめの頃は、どうして自分は評定が低いのか。

自分はある人より低いのは納得できない。

何時も同じ人が高く評定をされている。

各課長の評定基準が統一されていない。

評定委員は評定するための適切な情報を得ているか。

評定委員を信用できない。

評定結果を公開すべきだ。

等の批判や意見が職員から多くあった。

このことは、新たな制度を導入するときは、当然起こる現象であり、予想されていたことであつた。

このため、その都度職員の意見等を出来得るだけ取り入れるよう努力し、職員とともに試行錯誤を重ね内容の充実を図ってきた。

七年の歳月は、評定される側の職員の環境への順応と制度の主旨の理解を得ることが出来た。

また、評定委員等評定する側も回を重ねることで訓練され資質も向上してきたため、制度として着実に定着してきている。

この制度の導入による、職員の意識と職場環境の変化は

〔導入前〕

仕事に前向きに取り組む職員からの不満が潜在していた。

意欲的な職員が白眼視されるムードがあつた。

日々の仕事が前例踏襲で新規分野に挑戦しようとする意欲に欠けていた。

仕事に対する「コスト意識」が希薄であつた。

仕事について真剣な論議より妥協を優先していた。

住民サービスより職員間の融和を優先していた。

仕事に対する緊張感が薄れていった。

このような職場環境の中では、前向きな職員は意欲を削がれ、さりとして他の職員が頑張る訳ではないため、住民サービスの総量減と質の低下は避けることができなくなるのは当然の理である。

〔現在〕

高い評定の職員は、当然一層意欲的に取り組むこととなる。

低い評定の職員も、六カ月毎の評定のため、頑張れば次にチャンスがある。

低い評定の職員には個人面接により、その理由を具体的に説明するため、反省のきっかけとなる。

評定される職員と評定する管理職との間で職場内に適度の緊張感が保てる。

職員が新たな分野に挑戦するなど意欲的になつてきた。

職員が仕事をすることで、目標を定め(Plan)・実行(DO)・評価(Check)・次の行動に発展させる(Action)を意識することとなつた。

## 今後の課題

勤務評定は、職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の結果・仕事への取り組み姿勢を一定の基準と手続きに基づいて、職場全体を一齐に定期的に把握することである。

このため、勤務評定の目的は

職員の職能と業績を的確に評定する(第一レベル)

職員を職能と業績に応じて処遇する(第二レベル)

職員の職能と業績を一層伸長させる(第三レベル)

これらを通じて、職員の働きがいの追求と職場の業績の向上を図ることである。

当町の取り組みは、やっと第三レベルに手が届いた段階である。

このため、この制度を一層充実させ、期待した成果を挙げるため、将来へ向けて明確になつてきた課題を一つひとつ解決していく

等の成果により、職場内に競争意識が芽生え、日常の仕事の効率化・合理化が図られ、その結果として住民サービスの向上へと発展している。

ことが大切である。

評定委員の信頼を確保するため評定結果の公開。

自己評定・課長評定・評定委員会の評定と三段階における基準の統一化。

事前ヒアリングにより評定に必要な情報の掌握。

評定内容の職員個人への、具体的説明との確な改善指導。

特に評定の低い職員には事後継続的に指導する体制の確立。

外部住民等(評定体制の導入、勤勉手当の支給額への反映からステップし、昇格・昇給への反映へと拡大。

等課題は数多くあるが、七年間の実績を基に、一層充実した制度となるよう努力していき

い。





# 県内の市町村職員の給与の状況等について

Minoru Muramatsu

## 村松 稔

県市町村課

特集

4

地方公務員の給与は、いわゆる「均衡の原則」に基づき、国に準じて定めるべきものとされています。国では、地方公務員の給与の実態を明らかにするとともに、地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的として、毎年、地方公務員給与実態調査を実施しています。

この調査は、統計法に基づき五年ごとに実施される指定統計調査と、これ以外の年に行われる補充調査とがあり、指定統計調査については、全ての一般職職員

について個票を作成することにより実施されます。

平成一五年度は、この指定統計調査が実施されました。本稿では、本調査の状況等を踏まえ、県内市町村等における職員給与の概況を紹介します。

なお、平成一六年三月一日現在、本調査は最終確定していません。本稿における平成一五年度調査等に係る記述は、速報値並びに速報値による試算値に基づくものですので、あらかじめお断りします。

## 職員の状況

### 1 団体区分別職員数

平成一五年四月一日現在における県内市町村及び一部事務組合等の職員数は、二二、一〇一人となり、前年の二二、二二二人に比べ、一・一一人（〇・九％）の減少となりました。

また、団体区分別にみると、市

### ①

が五、六四四人対前年七四九人（一五・三％増）、町村が四、八八八人同七四二人、一三・二％減、一部事務組合等が一、五六九人（二一・八人、七・〇％減）でした。（表一）

市の職員数が大幅に増加する一方、町村及び一部事務組合等

の職員数が大幅に減少していき  
ますが、これは、平成一五年三月一  
日に南部町が、同年四月一日に  
南アルプス市が合併新設したこと  
に伴い、関係町村を構成団体と  
する一部事務組合が解散され、  
これらの職員が新市・町に引き  
継がれたこと、南アルプス市の合  
併関係町村の職員が町村から市  
に区分替えになつたことが大きく  
影響しています。

2 年齢別の職員構成  
市町村における一般行政職の  
職員の平均年齢は、市が四二歳  
七ヶ月、町村が四〇歳一ヶ月  
でした。

年齢別の職員構  
成をみると、四四歳  
から五五歳の職員の  
占める割合は、全職  
員の四割強を占め、  
国家公務員の同年  
齢層の占める割合  
(二割程度)と比べ  
ると、県内市町村職員  
の高齢化がより進ん  
でいることが分か  
ります。(表2)

また、技能労務職  
員の平均年齢は、市  
が四六歳一ヶ月、  
町村が四九歳八ヶ

表1 地方公務員給与実態調査における職員数

	平成15年度	平成14年度	増減数	増減率(%)
市	5,644	4,895	749	15.3
町村	4,888	5,630	742	13.2
市町村計	10,532	10,525	7	0.1
一部事務組合等	1,569	1,687	118	7.0
合計	12,101	12,212	111	0.9

平成15年度の数値は速報値

表2 県内市町村における団体区分別・年齢別職員数(上段は一般行政職、下段は技能労務職)

区分	職員数	平均年齢	20歳未満		20歳～23歳		24歳～27歳		28歳～31歳		32歳～35歳		36歳～39歳		40歳～43歳		44歳～47歳		48歳～51歳		52歳～55歳		56歳～59歳		60歳以上	
			職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
市	2,557	42歳7月	2	0.1	47	1.8	169	6.6	290	11.3	263	10.3	251	9.8	229	9.0	365	14.3	385	15.1	374	14.6	181	7.1	1	0.0
町村	2,937	40歳11月	1	0.0	71	2.4	309	10.5	393	13.4	293	10.0	257	8.8	287	9.8	404	13.8	397	13.5	431	14.7	94	3.2	0	0.0
市町村計	5,494	41歳9月	3	0.1	118	2.1	478	8.7	683	12.4	556	10.1	508	9.2	516	9.4	769	14.0	782	14.2	805	14.7	275	5.0	1	0.0
一組等	240	40歳11月	1	0.4	8	3.3	31	12.9	22	9.2	19	7.9	35	14.6	23	9.6	28	11.7	29	12.1	26	10.8	18	7.5	0	0.0
市町村等計	5,734	41歳8月	4	0.1	126	2.2	509	8.9	705	12.3	575	10.0	543	9.5	539	9.4	797	13.9	811	14.1	831	14.5	293	5.1	1	0.0
国	20,855	40.5歳	61	0.3	488	2.3	1,775	8.5	3,071	14.7	2,584	12.4	2,487	11.9	2,560	12.3	2,206	10.6	1,941	9.3	2,154	10.3	1,520	7.3	8	0.0
区分	職員数	平均年齢	20歳未満		20歳～23歳		24歳～27歳		28歳～31歳		32歳～35歳		36歳～39歳		40歳～43歳		44歳～47歳		48歳～51歳		52歳～55歳		56歳～59歳		60歳以上	
市	631	46歳1月	0	0.0	12	1.9	34	5.4	48	7.6	51	8.1	39	6.2	44	7.0	70	11.1	83	13.2	118	18.7	118	18.7	14	2.2
町村	468	49歳8月	0	0.0	4	0.9	6	1.3	7	1.5	10	2.1	19	4.1	51	10.9	64	13.7	87	18.6	124	26.5	94	20.1	2	0.4
市町村計	1,099	47歳7月	0	0.0	16	1.5	40	3.6	55	5.0	61	5.6	58	5.3	95	8.6	134	12.2	170	15.5	242	22.0	212	19.3	16	1.5
一組等	121	43歳11月	1	0.8	6	5.0	9	7.4	7	5.8	10	8.3	11	9.1	9	7.4	14	11.6	16	13.2	14	11.6	23	19.0	1	0.8
市町村等計	1,220	47歳3月	1	0.1	22	1.8	49	4.0	62	5.1	71	5.8	69	5.7	104	8.5	148	12.1	186	15.2	256	21.0	235	19.3	17	1.4
国	1,228	48.9歳	0	0.0	3	0.3	15	1.2	38	3.1	65	5.3	95	7.7	127	10.3	147	12.0	177	14.4	277	22.5	256	20.9	29	2.4

月であり、四八歳以上の職員の  
占める割合は全職員の五割強と  
なっています。(表2)

これは、技能労務職員は、中途  
採用の割合が大きいことに加え、

## 県内市町村職員の 給与の状況

### 1 平均給料月額

県内の市町村職員の平均給料  
月額、三三二、六〇〇円(平  
均年齢四一歳五ヶ月)となつて  
おり、これを職種別にみると、  
一般行政職が三三二、六〇〇円  
(同四一歳九ヶ月)、看護保健職  
が二九三、四〇〇円(同三六歳  
四ヶ月)、福祉職が三〇四、四  
〇〇円(同四〇歳八ヶ月)、技  
能労務職が二七三、〇〇〇円  
(同四七歳七ヶ月)などとなっ  
ています。

また、団体区分別にみると、  
一般行政職では市が三五〇、九  
〇〇円(同四二歳七ヶ月)、町  
村が三一六、六〇〇円(同四〇  
歳一ヶ月)、技能労務職では  
市が三〇三、一〇〇円(同四六  
歳一ヶ月)、町村が二三一、四  
〇〇円(同四九歳八ヶ月)とな  
っています。

業務の民間委託や退職者に対す  
る臨時職員の補充などにより、  
新規採用が手控えられられる傾向が  
強くなつてきていることなどによるも  
のと考えられます。

## ②

### 2 給与水準の状況 団体区分別ラスパイルス指 数

平成一五年四月一日現在にお  
ける、国家公務員を一〇〇とし  
た一般行政職のラスパイルス指  
数は、市町村全体で九六・一と  
なり、昨年に比べ〇・一ポイン  
トのマイナスとなりました。こ  
れを、団体区分別にみると、市  
が九八・六(対前年マイナス  
〇・三ポイント)、町村が九  
四・〇(同マイナス〇・五ポイ  
ント)となつており、昨年に比  
べて、市及び町村ともにラスパ  
イルス指数が低下しています。  
(表3)

これは平成一五年四月の南ア  
ルプス市の誕生に伴い、県内町  
村の平均を上回っていた合併関  
係町村の職員が、市へと区分が

変わったことなどによるものです。南アルプス市を町村に含めてラスパイレス指数を計算した場合では、市で対前年マイナス〇・二ポイント、町村で対前年同値となります。

いずれにしても、市町村全体のラスパイレス指数は、近年では継続して九六ポイント前後で推移してきており、県内市町村の団体規模等を考え合わせれば、全体としては、ほぼ適正な給与水準が維持されていると考えられます。

### ラスパイレス指数の分布状況

ラスパイレス指数の分布状況を見ると、指数一〇〇以上の団体は一団体（全体比一・七％）、指数九〇未満の団体は二団体（同二・四％）であり、ほとんどの団体が指数九〇台に分布し、うち六〇・三％に相当する三五団体が指数九〇以上九五未満となつています。（表4）

また、一〇年前の平成五年におけるラスパイレス指数の分布状況と比較してみると、指数九〇以上九五未満、九五以上一〇〇未満の二つの階層では年度による構成に多少の差はあるものの、二階層合計では、平成五年

には全体の八割強だったものが、平成一五年には九割強を占めており、増加しています。一方、平成五年には約一四％、九団体であった指数九〇未満の団体数は、平成一五年には二団体と大幅に減少しています。（表5）

表3 ラスパイレス指数の状況（団体区分別）

区分	H15.4.1	H14.4.1	推移
県内市計	98.6	98.9	0.3
県内町村計	94.0	94.5	0.5
県内市町村計	96.1	96.2	0.1

平成15年4月1日の数値は速報値を用いて算出した試算額

表4 平成15年ラスパイレス指数(試算値)分布状況

区分	市	町村	計	構成割合(%)
100.0以上	1	0	1	1.7
95.0以上 100.0未満	6	14	20	34.5
90.0以上 95.0未満	1	34	35	60.3
90.0未満	0	2	2	3.4

率(%)は、端数処理の関係で100.0にならないことがある

表5 ラスパイレス指数の階層別構成割合の推移 H15は試算値の構成割合

区分	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
100.0以上	3.1%	3.1%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%
100.0未満 95.0以上	34.4%	28.1%	31.3%	26.6%	25.0%	31.3%	35.9%	34.4%	40.6%	42.2%	34.5%
90.0以上 95.0未満	48.4%	56.3%	56.3%	64.1%	67.2%	60.9%	53.1%	57.8%	50.0%	51.6%	60.3%
85.0以上 90.0未満	14.1%	12.5%	9.4%	7.8%	6.3%	6.3%	9.4%	6.3%	7.8%	4.7%	3.4%
85.0未満	-	-	1.6%	-	-	-	-	-	-	-	-

## 県内市町村の給与制度の状況

給与実態調査では、市町村等職員の人数や年齢、給料・諸手当等の状況とあわせ、市町村における給与制度やその運用についても調査しています。

前述のとおり、県内市町村の職員給与は、概ね適正な水準にあると考えられます。また、給与制度についても、各市町村では、国の制度に準じて給与条例等を定めていますので、総体的にはほぼ適切な取扱いがなされているものと思われま

しかしながら、なお一部の団体においては、給与水準や制度・運用に問題があり、改善を要すると思われる例や、項目によっては、決して少なくない数の市町村において、適正化が必要なものも見受けられます。以下に、その主なるものを紹介します。

### 1 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上

特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められたものに従事する職員に対して支給されるものです。

平成一五年四月一日に存在した県内五八市町村のうち、特殊勤務手当制度を有していたのは八市、三三町村、計四一団体でした。また、制度を有する団体の間でも、手当数は一種類から三一種類までと幅があります。特に病院などを有する団体は手当数が多くなるとともに、全職員に占める特殊勤務手当を支給される職員の割合も大きい傾向が認められます。

### 2 給与上の高齢者対策

昇給停止制度等の状況  
現行の公務員の給与は、実際の給料表の仕組みや運用の面で年功給的な性格が強いため、年功型の人事管理や賃金体系の見直しを進めている民間との対比において、高齢層職員の公民給与バランスが崩れたり、給料・



退職手当等の人件費が増大するなどの問題が生じています。

こうした点を踏まえ、国では平成一一年四月に五五歳を超え、職員は原則として昇給しない、いわゆる「五五歳昇給停止制度」を導入しました。

地方公共団体における高齢層職員の昇給停止制度等は、平成一五年四月一日現在、全国の全市町村の三三・九%に相当する団体が国と同様の制度となっています。

一方、県内市町村については、全ての団体が何らかの対策を講じているものの、国と同様の取扱いは、平成一五年四月一日現在で五八市町村中一七町村、二九・三%に留まっています。

### 退職時特別昇給

現在、国においては、退職手当の計算の基礎となる俸給月額について、勤務成績が特に良好な職員が二〇年以上勤続して退職する場合には一号俸特別昇給させることができる制度を実施しています。

県内の全ての市町村が同様の退職時特別昇給制度を有していますが、要件や効果の点で国と異なる取扱いをしている団体が、見受けられます。内容とし

ては、特別昇給の前提となる続年数が二〇年より短い団体が数団体、また、二号給以上の昇給を制度化している団体が三一団体で、このうち三号給以上の特別昇給を制度化している団体が二団体となっています。

### 3 勤務評定の実施と活用

県内市町村における、評定結果の活用を前提とする勤務評定の平成一四年度中の実施状況は、市が八団体中三団体（三七・五%）、町村が五〇団体中一二団体（二四・〇%）でした。また、活用分野としては、特別昇給（成績特昇）が九団体と最も多く、昇任・昇格（六団体）、普通昇給、勤勉手当（各二団体）の順となっています。

公務員の任用や給与制度の運用などは、能力主義に基づいて行われなければなりません。また、昇給や昇格などの給与制度の運用も、勤務成績に基づき実施されることが原則になっており、任命権者には定期的な勤務評定の実施が義務づけられています。また、現在、国では公務員制度改革が検討されていますが、改革の柱である能力等級制度では、人事評価が必要不可欠になります。

各市町村には、現行制度にも組み込まれている評価とその活用の仕組みを再認識し、将来の人事・給与制度のあり方をも見

## 住民に支持される

## 給与の実現のために

国と地方の役割や財政制度のあり方については、平成一六年度から、いわゆる「三位一体改革」の具体化が図られることになり、地方財政を取り巻く状況は、一層厳しくなることが予想されます。また、改革の議論の中で、特に地方公務員の給与のあり方が取り上げられ、更なる適正化が求められています。

地方分権の進展に伴い、基礎自治体としての市町村の果たすべき役割がますます重要になる中、住民サイドからの市町村に対する要請も、年々高度化し、同時に職員給与のあり方等への関心も高まっています。

地方自治に対する住民の信頼を損なうような制度や運用は、早急に改められなければならぬことはいうまでもありませんが、それと同時に、これからの市町村経営においては、地域住

据えた取り組みが求められます。



民の理解と協力が不可欠であることを考えれば、給与や定員等の人事行政運営に関する事項についても、積極的に公表・広報していく必要があります。

こうした点を踏まえ、国では、地方公共団体における人事行政運営全般に関する公表の義務づけ等を含め、地方公務員法改正法案を平成十六年通常国会に提出することになっているほか、都道府県に対しては、平成一五年度の給与実態調査から、市町村のラスパイルズ指数を個別に公表するよう求めていきます。後者については、本県としても、適切な対応を検討することになります。市町村が職員給与等に関し、地域住民の理解と支持を得るといった公表の趣旨からすれば、市町村が自ら率先して公表すべきものであることはいうまでもありません。

【市町村職員の給与等の状況】

団体名	職員数 人	一般行政職の状況			ラスバイレス指数の推移				初任給基準(一般行政職)				高齢職員 昇給停止等		公表の 実施状況	
		職員数 人	平均給料 百円	平均年齢 歳・月	H15	H14	H13	大 卒		高 卒		延伸 歳	停止 歳	H14	H13	
								級 号	額 百円	級 号	額 百円					
甲府市	1,932	823	3,703	42.08	104.0	103.9	103.4	2-2	1,707	1-3	1,388	-	58			
富士吉田市	730	327	3,476	43.07	96.0	96.2	95.9	2-2	1,707	1-6	1,388	56	58			
塩山市	303	186	3,419	43.01	95.6	95.9	95.0	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
都留市	570	209	3,349	42.11	94.1	93.9	94.2	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
山梨市	304	168	3,420	42.02	97.2	98.0	97.5	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
大月市	596	234	3,485	43.08	95.2	95.5	96.4	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
韮崎市	434	170	3,529	42.03	99.1	97.8	98.6	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
南アルプス市	775	440	3,321	41.02	97.7			2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
春日居町	89	58	3,172	40.09	94.4	94.0	95.8	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
牧丘町	142	70	3,105	41.11	90.4	91.8	91.1	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58	x	x	
三富村	40	26	3,053	38.10	94.8	97.3	98.8	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
勝沼町	101	77	3,065	39.03	95.9	95.8	96.0	2-2	1,707	1-3	1,388	55	58	x		
大和村	35	24	3,630	46.10	93.2	91.7	90.7	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
石和町	203	109	3,244	41.08	95.5	95.8	95.1	2-2	1,707	1-3	1,388	56	-	x	x	
御坂町	135	71	3,080	40.01	93.1	94.5	94.2	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
一宮町	91	68	3,078	41.00	91.3	93.1	91.2	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58		x	
八代町	94	59	3,132	40.00	95.0	95.1	94.9	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
境川村	56	44	3,243	42.04	93.2	92.5	91.6	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58	x	x	
中道町	63	50	3,067	39.09	95.9	97.1	96.4	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58	x		
芦川村	25	22	2,869	39.03	93.6	93.6	91.5	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58		x	
豊富村	52	39	3,007	38.10	94.3	95.2	95.0	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
上九一色村	41	29	3,145	41.00	91.0	93.4	91.3	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58		x	
三珠町	66	37	3,143	40.09	95.1	91.7	93.5	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
市川大門町	265	94	3,278	41.08	95.6	95.7	95.1	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
六郷町	59	41	3,114	40.06	95.8	94.7	93.0	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58	x		
下部町	83	57	3,342	43.03	94.0	93.6	92.8	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
増穂町	141	86	3,146	39.07	95.5	95.5	96.2	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
鯉沢町	82	55	3,171	40.07	95.4	95.0	95.5	2-2	1,707	1-3	1,388	58	-	x	x	
中富町	88	52	2,969	37.10	94.4	93.6	93.0	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
早川町	66	55	3,184	41.00	94.8	94.9	95.3	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
身延町	98	76	3,080	40.06	93.9	93.3	92.1	2-2	1,707	1-3	1,388	56	57			
南部町	176	112	3,103	40.04	93.7			2-2	1,707	1-3	1,388	-	55			
竜王町	272	153	3,189	40.09	93.9	94.4	94.5	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
敷島町	149	96	3,083	40.05	92.1	92.7	92.6	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
玉穂町	86	58	3,024	39.10	93.5	92.4	92.7	1-7	1,602	1-3	1,388	56	58			
昭和町	104	81	3,206	40.05	95.1	95.4	96.3	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
田富町	130	71	3,237	42.00	94.9	94.4	94.9	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58	x		
双葉町	94	56	3,023	38.02	94.4	94.8	97.1	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55	x	x	
明野村	69	49	2,882	37.10	94.5	93.7	92.8	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55	x	x	
須玉町	119	80	3,100	40.02	92.8	95.8	95.7	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55	x	x	
高根町	122	62	3,351	42.07	94.9	95.9	94.3	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55			
長坂町	106	65	3,014	39.07	93.1	94.7	95.1	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55			
大泉村	56	41	2,898	37.10	94.5	91.3	88.4	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55	x	x	
小淵沢町	69	48	3,072	39.03	95.0	92.6	93.1	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55		x	
白州町	74	48	3,137	41.05	90.4	89.8	89.5	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55	x	x	
武川村	53	39	3,309	41.06	96.6	96.2	94.2	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55			
秋山村	49	35	3,598	45.06	96.3	96.4	98.1	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58	x		
道志村	50	37	3,445	45.11	92.5	95.3	95.5	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
西桂町	50	33	3,081	40.08	91.0	91.3	90.6	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
忍野村	116	62	3,134	42.01	92.0	92.2	91.4	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55	x	x	
山中湖村	104	65	3,276	42.00	94.4	94.9	94.0	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55			
河口湖町	170	89	3,342	42.01	93.4	95.3	95.9	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55	x		
勝山村	39	20	3,514	47.00	92.6	92.7	92.5	1-6	1,543	1-2	1,344	-	55		x	
足和田村	34	22	3,324	45.10	90.0	89.4	88.2	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58	x	x	
鳴沢村	54	29	2,901	40.07	88.9	88.7	90.2	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55			
上野原町	368	146	3,376	42.00	97.4	97.6	96.6	2-2	1,707	1-3	1,388	56	58			
小菅村	28	21	3,023	40.09	92.4	94.4	89.8	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55			
丹波山村	32	20	3,123	40.10	89.6	90.2	97.8	2-2	1,707	1-3	1,388	-	55	x		
市 計	5,644	2,557	3,509	42.07	98.6	98.9	98.7									
町 村 計	4,888	2,937	3,166	40.11	94.0	94.5	94.2									
県 計	10,532	5,494	3,326	41.09	96.1	96.2	96.1									

平成15年地方公務員給与実態調査速報による。(ただし、「ラスバイレス」指数は各年度4.1現在、「公表」は各年度中の実施状況)

初任給基準の額は、平成15年給与改定後の金額

ラスバイレス指数は、市町村と国の一般行政職職員の給料月額を学歴別・経験年数別に比較し、算出したもので、国を100とした場合の指数

# 苦言



Etsuko Dobashi

## 土橋 悦子

株式会社 土橋製作所 代表取締役

昨年の暮れに、映画「ラストサムライ」を観た。米国人が作った日本の武士を描いた作品である。好みの問題はあるにしろ、私は感動の涙を流した。「好きなものは？」と問われると、私は「富士山・奈良の大仏・東京タワー・忠臣蔵」と答える。「日本人ですね」と必ず言われるが、日本の心・日本の文化が大好きな私は、大満足である。新渡戸稲造の「武士道」義・勇・仁・礼・誠・名譽・忠義がこの映画に多くの影響を与えたと、言われている。しかし、今こういつた日本の魂の美しさや素晴らしさを感じ大切にしている心が、年々失われていくように思う。

街中で、若者の目をそむけたいような場面に出くわす事もしばしばあり、競争社会の中で、日本人の生活は確かに豊かになったが無くなったものは大きい。人として自分を磨く場所を無くし、お手下本となるものを失い、人と関わる事を避け無関心・無感動・・・慎ましく、美しく生きる日本が消えてしまうようではならない。

大きなうねりの中で、いったん動き始めた車輪は行き着くところまで行かないと、反転出来ないのかも知れない。しかし平安の世も平成の世も何時の世も、人間の持つ本質が変わらないと信じたい。「武士道」がベストセラーになり、

今何かを感じ始め動き始めたのも事実であるのだから。

ダメだ！ダメだ！という前に、私たちは彼らに大切な事を伝えてきただろうか。家庭で学校で育てられない世界で通用する日本人を、企業が私学を造り取り組み始めたというお話も聞いた。人として生きていく力や精神力、そういった人間力をつける教えが必要なのだと思う。

### 森信三さんの言葉

「教育とは、流水に文字を書くようにはかないものである。しかし、そのはかないことを巖壁に文字を刻むような真剣な気持ちで行わなければ伝わらない・・・友人から聞きとても心に残っている。共に育つとはこういうことなのだろ。私自身も企業の代表として、日々社員と関わりあっている。仕事を通じて人として社員と共に育っていききたい。

一人が出来る事は小さな事だが、より良い世である為に、まずは出来る事から始めたいものである。

山梨に生まれ、山梨で育った私

は、山梨が大好きだ。他県の方や友人にPRをし来甲して頂くと、お気に入りのお薦めスポットをご案内し、豊かな自然は心を揺さぶり感動を与えてくれて皆さん喜んで頂き、こんなふるさがあることを誇らしく思っている。

今年の成人式で、「こんな時代だから、公務員になろうと思います。」と小さな声で話したインタビューを聞いたが、あの若者もなんとか熱く燃える青年に育ってほしい。そのためにも山梨をリードする行政に携わる方々も、日本を愛し山梨を好きになり、熱く燃えて山梨県民と深く関わり、もっともっとこの素敵な山梨を輝かせてほしい。

この時代に生きる大人の責任として、次の世代のために我々は伝えていく使命があると思う。日本人として日本の魂の美しさを、山梨県民として山梨の素晴らしさを



# 「合併コーナー」

## 合併特例事業の内容

1 市町村合併推進事業(充当率90%・算入率50%)

(1)市町村事業(合併前の市町村事業)

対象事業は、合併に資する事業で、次の〳〵に該当する単独事業

合併重点支援地域の指定を受けた市町村における一の市町村が実施する公共施設の整備事業について関係各市町村が応分の財政負担をするもの

合併重点支援地域の指定を受けた市町村における複数の市町村が実施する市町村をまたがる公共施設について関係各市町村が連絡調整して同時に一体的に実施するもの

合併重点支援地域の指定を受けた市町村における同一地域内の一部事務組合又は広域連合による公共施設の整備事業

(2)都道府県事業(合併前・後の都道府県事業)

対象事業は、合併重点支援地域に

指定された市町村又は平成7年4月

から平成13年5月までに合併した市町

村における市町村相互間の道路、橋り

よつ等の交通基盤施設の整備であつ

て、以下の条件を満たすもの

ア 直轄事業、補助事業については、国

において合併推進のため別枠で重点的

に実施、配分されているものであるこ

と

イ 単独事業については都道府県が合併

推進のため別枠で重点的に実施する

こと(予算上又は都道府県が定めた要

領等により別枠として明確に位置付

けられている事業。ただし、対象額は

前年度の当該事業への充当一般財源額

に一定率(平成14年度は0.9)を乗

じた額を上回る額)

対象事業は、合併重点支援地域指

定又は市町村合併後に作成する市町

村合併支援道路整備計画等に位置

付けられている事業で、当該計画作成

年度及びこれに続く10か年度に行わ

れるもの

合併重点支援又は合併市町村こと

の事業費の上限は、当該地域の合併特

例債の標準全体事業費の1/2とす

る。

ただし、合併特例法の期限(平成17年

3月)までに当該合併重点支援地域の

市町村が合併しない場合には、平成17

年度以降、元利償還金に対する交付

税措置は行わない。

2 市町村合併特例事業(合併後の市町

村事業)(充当率95%・算入率70%)

合併特例債を充当

(1)合併市町村まちづくりのための建設

事業に対する財政措置

合併後10か年度は市町村建設計画に

基づく特に必要な事業の経費(合併に伴

い必要となる地方公営企業に係る事業

が平成14年度以降追加(充当率100%・算

入率70%)

(2)合併市町村振興のための基金造成に

対する財政措置

旧市町村単位の地域振興・住民の一体

感醸成のために行つ基金造成

「合併特例債」の内容

合併市町村のまちづくりについては、ハ

ード事業・ソフト事業ともに、合併協議

会において検討が行われ、重要な事業は

市町村建設計画に位置づけられます。そ

のうち、合併に伴い特に必要となる、次

の〳〵にあけるものについては、合併

年度及びこれに続く10か年度に限り、地

方財政法第5条各号に規定する経費に

# 合併特例債について

合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するためを行う公共的施設の整備事業

合併市町村の建設を総合的にかつ効果的に推進するためを行う公共的施設の統合整備事業

合併市町村における地域住民の連携の強化又は合併関係市町村の区域であった区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金、合併関係市町村振興基金」の積立て

また、その元利償還金の一部については、以下のような普通交付税措置が講じられます。合併特例債の充当率は対象事業費のおおむね95%で、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されま

す。  
この合併特例債は、地方単独事業のみならず、国庫補助事業に係る地方負担額（いわゆる補助費）や、下水道事業、下水道事業及び病院事業の公営企業について、合併に伴う特に必要な経費に係る一般会計からの出資・補助、さらには一定の都道府県事業にも充てることができ

### 「合併特例債」の対象となる事業の例

合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業  
・ 旧市町村の交流や連携が円滑に進むよう施設整備例：旧市町村相互

間の道路、橋りょう、トンネル等の整備）

・ 合併市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備（例：住民が集う運動公園等の整備）

・ 合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業  
・ 合併市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備（例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備）

・ 同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備（例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、合併市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る）

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

・ 類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

合併市町村における地域住民の連携の強化又は旧市町村の区域であった区域における地域振興等のために地

方自治法第241条第1項の規定により設けられる基金の積み立て

・ 合併市町村の一体感の醸成に資するもの例：イベント開催、新市町村のC、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等）

・ 旧市町村単位の地域の振興（旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む）（例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等）

### 「合併特例債」を充てる事業の事業費の目安

「合併特例債」は、合併市町村の一体性の確立や行政サービスの水準の均衡を図るために必要とされている臨時的な財政措置ですので、これを充てる事業の内容、事業費ともそれぞれの合併市町村によりさまざまですが、一般的には、合併により編入される地域に人口

が多いほど、また合併関係市町村の数が多ければ、事業費は多くなると考えられます。他方、合併市町村の規模が小さい場合には、事業費も小さくなると考えられます。

人口9万人の市と人口1万人の町が合併して人口10万人の市が誕生する場合に、新市が合併年度およびそれに続く10か年度間に行う事業費、地方単独事業費と国庫補助事業費に係る地方負担額の合計額を合併市町村でない同規模の市町村の通常事業量の約3割増の180億円と想定しています。これをもとに、合併後人口、増加人口、合併関係市町村数の多寡に応じて補正をした額が、「合併特例債」を充てるハード事業。合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業（の全体事業の目安となります）。

## 「合併コーナー」

がんばってこよう。まっ。

県と市町村との職員交流が盛んになっています。今回は、県から市町村へ、市町村から県へそれぞれ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



耕地課  
須田 真澄  
(大泉村)

県庁へ通う通勤時、中央線を駆ける車窓から流れる景色は、桜の花が舞う季節から、夏の新緑へ、秋の紅葉から、白い粉雪へと移り変わっていき、今また、春色にゆっくりと薄化粧し始めています。

昨年4月に、大泉村より職員交流として耕地課に配属され、不安ばかりを胸に県庁へ足を踏み入れたあの頃から一年、今では、ゆとりをもって山梨の自然を電車の窓を通して味わうことができ自然の美しさ、山梨のすばらしさをあらためて実感しています。また、耕地課で学んだ農業農村整備事業により農村地域の農業がしやすいよう整備されいく農村空間にも目が行き届くようになり、今後将来、更に魅力あふれる農業、農村を私たちが作っていかなくてはという気持ちも持つことが出来るようになってきました。

限られた交流期間の中でより多くの人とふれ、より多くの新しいことを学び良いお土産にして帰りたいと思っています。

今夜は飲み会です。ほろ酔い気分で、車窓から流れる甲府のネオンが、満点の星空へと移り変わる夜の景色を楽しんで帰りたいと思います。ZZzzzz.....



山梨市  
古屋 修  
(峡東地域振興局)

山梨市へ派遣されてから早くも10ヶ月余り。当初は、これまでと異なる環境に置かれることへの不安がありましたが、幸いなことに、高校の同級生や数多くの先輩方の存在もあり、思ったより早く市役所の雰囲気にならなれました。

仕事の方は、管財課契約管理係に配属され、公共工事を含め、庁内の契約事務を一手に行っています。直接住民と向き合う業務ではありませんが、職務を通して、市政の動きを垣間見ることができます。また、机の前のカウンター越しには市民の姿があり、改めて、「住民サービス」について認識させられます。通常の業務以外にも、これまでに、昼間の庁内案内当番、日直、衆議院選挙事務など、県にはない事務も経験することができました。

折りしも、現在、東山梨地区5市町村との合併協議中であり、これから、他市町村との事務のすり合わせなど、ますます慌たしくなりそうです。山梨市だけでなく、新市のためにも残りの職務に励みたいと思います。



医務課  
兎月 正一郎  
(上野原町)

4月に新人と呼ぶに相応しい初々しさ(?)で県庁に足を踏み入れてから、早くも2年間という派遣期間の折り返し地点がやってきました。

町でのキャリアも十分でない上初めての異動にして派遣を命ぜられ、また、今までどちらかといえば東京方面を向いて生活を送っていた私にとっては、県庁勤務は正に未体験ゾーンへの突入でした。

諸先輩方には、甲州弁に若干圧倒されつつもひとつひとつに教えをいただき、仕事以外でも「おざら」などの甲州名物やあちこちの名店を紹介していただくなど様々な点で本当によく面倒をみていただいております。

医務課での私の主な仕事は、医療施設の施設整備に係る補助金関係の事務ですが、国の担当者とのやりとりも多く、出張で官庁を訪れることもあり、町では叶わない貴重な経験を得ています。

疾風怒濤の如く駆け抜けた一年間でしたが、残された派遣期間の中で、仕事はもとより県職員の方々との交流を通じ、可能な限り多くのものを体得することにより今後の人生における大いなる財産としたいものです。



甲府市  
石原 進也  
(峡中地域振興局)

私は甲府市商業振興課において、中心市街地活性化を主な業務とした商業の振興に取り組んでいます。街を歩いてみると、地元スーパーの開店などにより賑わいもできましたが、一昔前の賑わいにはまだ及ばないのが現状です。中心市街地活性化は全国的に叫ばれている問題であり、多くの自治体で取り組んでいますが、効果的な解決策が見出せない状況です。空洞化は多くの要因が複雑に絡み合っているため、1つの要因に対して対策を講じても効果が希薄なことに原因があります。活性化が簡単に図られる訳ではありませんが、商店主など、自ら汗をかき、信念を持って集客向上に繋がる改革に取り組み、商店街の発展に尽力されている方々の姿を目の当たりにすると、行政として様々な対策を講じていく必要性を感じます。今後も関係者及び商店街の皆様と連携しながら、商業の振興発展に努め、残り1年の派遣期間が有意義なものとなるよう、1つでも多くのことを学び、市職員の方々との交流も深めながら、県に戻ったときにこの経験を活かせるよう日々努力していきます。





大泉村  
土橋 正幸  
( 峡北地域振興局 )

大泉村総務課税務係へ派遣されて、早くも1年が過ぎようとしています。4月当初は県の組織を離れた職場ということもあり、通常の異動以上に不安と戸惑いがありました。しかし、所属の壁を越え全職員で取り組んだ「パナウェーブ・白装束問題」をはじめ、慌ただしい日々の中で職場の環境にも自然に慣れることができました。

税務係では、国民健康保険税、軽自動車税及び税務窓口全般の仕事をしています。新採用の時に配属されたのが県税事務所だったので、「税」に何か縁を感じています。また総務課ということもあり、窓口で住民の方々と接する機会が比較的多いので、住民のニーズをより敏感に感じ取り、業務に反映するよう心がけています。

大泉村は今年、少子高齢社会・地方分権への対応に向けて7町村合併を控えています。大泉村職員の皆様には仕事を始め頃からお世話になっていることに改めて感謝すると同時に、残された期間を大切にこれからも交流を深めていきたいと思っています。



都市計画課  
石井 嘉俊  
( 大月市 )

4月より大月市から土木部都市計画課へ派遣され、当初は都市計画事業という初めての仕事内容、県という組織の大きさに戸惑いの毎日ですが、都市計画課の方々、また周囲の方々に日々ご指導いただきながら、現在11ヶ月が経過しました。

現在、都市計画課では都市公園担当に配属され、県営公園の維持管理、大規模公園事業、市町村公園整備事業等、都市公園に関連する仕事をしています。これまで、公園というあまり意識しないだけで利用するだけでしたが、公園を維持管理することの大変さ、また県が行っている大規模公園を整備することの難しさなど、住民に安らぎを提供している公園事業を仕事として自ら携わってみると、非常に難しい仕事であると同時にやりがいのある仕事だと実感しています。

今は、周りの方々に迷惑をかけている毎日ですが、この貴重な機会を通して様々なことを吸収して、これからの仕事に活かせるように頑張りたいと思います。また、限られた期間ではありますが、仕事以外でも都市計画課の方々と交流を深めていきたいと思っています。



児童家庭課  
土橋 克己  
( 甲府市 )

県庁に配属になりはや1年が経とうとしていますが、日々の業務にも慣れ、県庁での生活も余裕をもって過ごせるようになりました。

市でのごみの減量化業務3年、市民税賦課業務4年から一転しての児童福祉担当への配属、押し寄せる児童福祉行政ニーズに追われ、課の皆様には日頃から色々とお指導頂きながら、少しずつではありますが成長を感じながら毎日楽しく仕事をしています。

現在、私は、「子育て支援業務」「児童健全育成業務」「児童虐待防止業務」に携わっております。今までは報道やマスコミ等を通じて目には触れてきましたが、自ら携わると、子どもを取り巻く実情や親の苦難等大変ではありますが、最近では魅了されております。

いずれにしても、市役所では経験できない業務もあり、貴重な糧になっていて県庁への交流職員の話をいただけたことに感謝しております。

今後はより一層県の業務を知り、行政不信が募っております市民の皆様のために、役立てていきたいと思っています。また、今年度あまり実現出来なかった夜の人事交流も積極的に実施できれば最高です。



上野原町  
小俣 達也  
( 富士北麓・東部地域振興局 )

昨年4月から上野原町に派遣となり、あっという間に1年近くが過ぎようとしております。

配属先が税務課ということで、いきなり窓口立つことになりました。当初は、町民の皆様の相談事になかなか上手に対応することができず、その度に周囲の職員の方々に迷惑をおかけしてしまいました。扉で閉ざされた職場から常に住民の目がある職場への急転換です。最近やっと慣れつつありますが、当初は大きな環境の変化にちょっと疲れてしまいました。しかし、こういった窓口での対応が行政への信頼を大きく左右することを考えさせられ、住民の方々の生の声を毎日聞く窓口の苦勞と重要性を学ばせていただきました。

これからも、既に準備が始まっております町村合併、新庁舎への移動など、この時しかできない貴重な経験が続くそうです。

このような環境を与えていただいた関係者の皆様に感謝するとともに、残された期間、上野原町民の皆様のお役に少しでも立てるよう努力していきたいと考えております。

## 電子入札 公共事業のIT化

Tomio Sugisawa

杉沢富夫

県土木総務課

### はじめに

近年のIT(情報技術)の発達は目覚ましいものがあり、誰もがその恩恵を受けることができるようになりました。また、官民を問わず様々な分野でITによる新しい取り組みやビジネスが提案され、公共事業の分野でもCALIS/ECCの推進が全国的な規模で展開されています。

CALIS/ECCとは、公共施設の企画から設計、入札契約、施工、維持管理に至る一連の業務で発生する情報を電子化し、業務の効率化、データの有効活用等のIT化により行政コストの縮減や行政サービスの向上を図る活動や考え方をいいます。Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerceつまり電子商取引が電子入札にあたります。

県では、これらを積極的に進めていくため、山梨県CALIS/ECC整備基本計画(平成15年3月)を策定し、すでに取り組みを開始しています。この中で、平成17年4月に一部工事から電子入札を開始し、平成19年には全発注案件で電子入札を適用することとしています。

### 背景

政府においては、「IT立国」を目指した「e-Japan戦略」が決定され、地方自治体にも国と歩調を合わせた施策の推進が必要

とされているところです。また、国土交通省では「建設CALIS/ECCアクションプログラム」(平成9年6月)に基づき、電子入札等を着実に実施してきており、平成15年度からは全発注案件で電子入札が行われています。さらに「CALIS/ECC地方展開アクションプログラム(全国版)」(平成13年6月)により、平成22年までのタイムスケジュールの目安等の行動計画を、地方自治体に示しています。

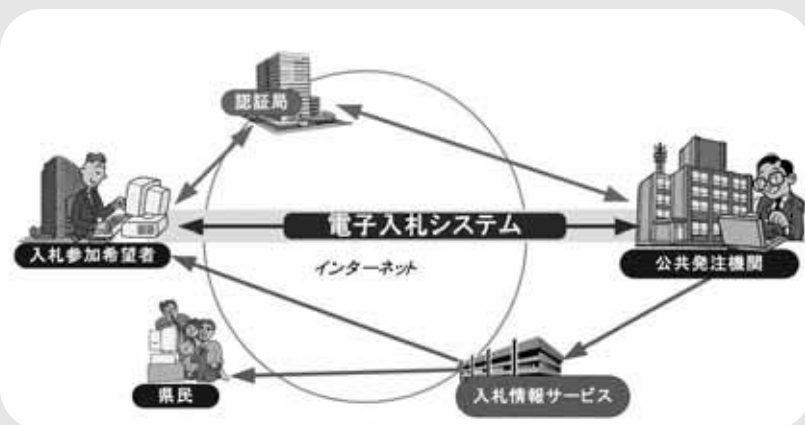
一方、山梨県では、平成9年3月の「山梨県情報化構想」以降、職員一人一台パソコンや庁内LANの整備などに取り組んできました。さらに平成15年6月の「電子自治体構築に向けての基本的方針」により電子自治体実現の具体策を示したとJURPです。

また、公共事業関係では、全国に先駆けてインターネットでの発注見通しの公表やMOによる設計図書電子配付を開始し、公共工事の入札事務の統一、新土木積算大系に適合した積算システムの導入等、電子入札導入への基礎固めを着実に実施してきたところです。

### 電子入札とは

電子入札の方式は、国の各機関や当県を含む多くの地方自治体が採用する「電子入札コアシステム」の他に、いくつかの自治体がそれぞれ独自に開発したものがあります。いずれの方式にしても、一連の入札事務の全てを、インターネットを

介して行うものです。入札参加者はパソコンとADSLなどの通信回線があれば十分です。



インターネットを介することで、受発注者はもちろん受注者間でも一堂に会することなく、おの会の会社のパソコンを操作し入札を行うこととなります。あらかじめ設定した開札時刻まで、発注者といえども入札価格を覗き見することは

できません。

インターネットによるため、不正行為を防ぐ電子認証が必要になりますが、当県で採用する「電子入札コアシステム」ではICカードを使い、「認証局」を通じて電子的に受発注者の認証を行います。入札参加者は、国の電子入札と同じICカードで県の電子入札にも参加することができます。

認証局は、「電子署名及び認証業務に関する法律」で定められた特定認証業務の認定を取得し、さらに「電子入札コアシステム」の技術基準を満たした民間企業です。これらの認証局は、GPKIやL GPKIと相互認証が可能となっています。また、受注者だけでなく、発注者の認証サービスを提供している認証局もあります。

「電子入札コアシステム」は、小規模なものでもサーバー3〜4台、年間1万件の発注規模ではサーバー20数台で構成されます。このほかに発注者側の操作パソコンが必要になります。通常の業務用パソコンと共用は可能ですが、セキュリティを考慮すると慎重な対応が必要です。

「電子入札コアシステム」は、公共事業の電子入札だけでなく、「物品調達」の電子入札にも対応しています。

### 付加機能

電子入札と同時に取り組むことで、その効果を向上させるいくつかの項目があ

ります。

電子入札とこれらの項目を組み合わせ、システム導入の効果をより向上させることができます。また、それに合わせた組織の改編や事務運用の改正をおこなうことも、重要な検討項目です。

共同運用とすることで、個々の自治体の投資額を抑えることも期待できます。

### 情報公開に関する機能

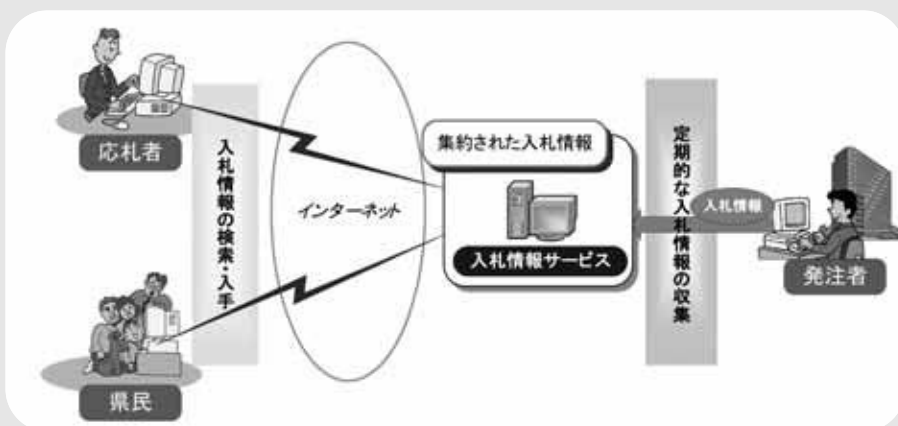
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（いわゆる入札契約適正化法、平成12年11月）において義務付けられている事項、及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において努力することが求められている事項を情報公開することは、電子化以前には膨大な事務量を伴うものでした。一連の入札契約事務から発生する情報が電子化され情報公開が容易になることにより、単にこれらの法律を遵守するだけでなく、公共事業に関わる説明責任を積極的に果たすといった行政サービスの向上を図ることが可能になります。

「電子入札コアシステム」は、標準でこれらの情報公開の機能を持っています。

### 設計図書電子化と電子配付、及び現場説明

電子入札を導入しても、設計図書の配付や閲覧、現場説明会等で役所に出向かなくてはなりません。そこでこれらの電子化により、役所へ出向く事務を一切なくすることができま

す。県では、設計図書のMO配付は既に実



施していますが、近年の通信環境の飛躍的向上によりインターネットによることが可能になりました。図面についても、共通CADファイル形式(SXF)の普及により、設計コンサルタント等の設計成果を電子データのまま配付することが可能になっています。

また、現場説明会は電子メールや電子掲示板の応用により、電子的に質疑応答を交わすことができるようになります。また、容易に契約書へ反映できます。



### 一般競争入札など

#### 新たな入札方式

「電子入札コアシステム」は、指名競争入札だけでなく現在実施されている全ての入札方式に対応しています。一般競争入札に代表される新たな入札方式は、事務量が増えるなどの面も一方にはありましたが、電子入札の導入により多くの事務が自動化されるため容易に取り組むことができ、透明性や競争性を向上させることが可能となります。

### 業者管理の電子化

電子入札導入に合わせて、入札参加資格申請などの電子申請化により、業者リストや格付けなどの電子化が可能になります。これらにより業者管理の適正化や不良不適格業者の排除の支援が可能になります。

### 財務会計システム等との連携

入札契約のデータを財務会計システムなどと連携させることにより、データ入力などの二度手間や入力ミスを防ぐことができ事務の効率化が期待できます。

### 公共事業のIT化と

#### 市町村との関わり

電子入札に代表される公共事業のIT化は、入札契約適正化法の趣旨である公平で透明性の高い公共事業の執行や住民への説明責任、公共事業のコスト削減や事務の効率化を併せて、高い水準で達成するためには欠かせないものです。国土交通省のアクションプログラムに示された平成22年までの目標を達成するためには、国や県だけに留まることはなく、市町村を含めて取り組むことが重要であり、また住民から求められていることでもあります。

当県では、市町村総合事務組合を中心に研究会が開催され基礎検討が始まっているところです。県としても先導的な技術やノウハウの提供により積極的に支援していきませんが、各自治体が主体的に取り組むことこそが最も必要であると考えられます。



# 市町村イベントごよみ

April → May

4

5

## 春の風の中であそぶ -まつり・イベント-

# SPRING



### おみゆきさん

竜王町



平成16年4月15日(木)  
(会場: 竜王町 三社神社)

今から約1,200年前の天長2年に釜無川の水難を除くため淳和天皇が、一宮町の浅間神社、御坂町の美和神社、甲府市の玉諸神社に命じて水防祭を行ったのが起源とされ、神輿が竜王町の信玄堤にある三社神社まで水防の願いを込めて練り歩きます。明治7年以降は一宮浅間神社だけで行っていましたが、平成15年、132年ぶりに復活し三社揃ってのおみゆきさんとなりました。

神輿の担ぎ手は、浅間神社の祭神(木花開耶姫命)が女性のため、いつからか長襦袢や花笠など女性の格好をし、長い道中の終点がすぐそこだと「ソコダイ、ソコダイ」と掛け声を掛けます。

神輿の到着後、水防祈願と川除けの儀式を行い、釜無川に投げ込まれた小石を拾うと無病息災にご利益があると言われ、毎年多くの方が訪れます。

### 南アルプス早川山菜まつり

早川町



平成16年5月3日(祝)  
(会場: 早川町民スポーツ広場周辺)

新緑の5月、自然いっぱいの早川町では、春の訪れとともに山菜の季節がやってきます。この春の味覚を多くの方々に味わってもらいたいと、27年前に農村と都市との交流として始めたのが南アルプス早川山菜まつりです。

祭り会場では、山菜(タラの芽・コシアブラ・ウド・フキ)・山ブドウワイン「恋紫」・日本蜂蜜・ヤマメの塩焼き・そば・ほうとうなどのさまざまな特産品が販売され、また、舞台上は歌謡ステージ、町内児童・生徒によるプラスバンドや神輿等が行われます。

このほか会場の周辺では、マスのつかみ取りコーナー・溪流釣り・子供広場等多彩な催しがあります。

春の味覚と自然を求めて、毎年県内外から2万人以上のお客さんが訪れる町内最大のイベントへみなさんも足を運んでみませんか。

一宮町

## 桃の里花まつり



平成16年4月3日(土)～4月16日(金)  
(会場:町内各所)

甲斐路の春を告げる桃の花。日本一の出荷量を誇る「桃の里いちのみや」は、この時期、町中がピンクの花の衣装をまとい、遠く西に臨む南アルプスの残雪の白と、萌えはじめた木々の緑があいまって、一年中で最も美しい姿に変身します。

この桃源郷とも言うべき美しい風景を、大勢の方に見てもらおうと、一宮町では「第22回桃の里花まつり」を開催します。花まつりは、全国から多数のランナーが参加する「第24回いちのみや桃の里マラソン」(4/11)や、同日開かれる「おまつり広場(一宮特産ワインの試飲コーナーや出店など盛りだくさん)」、甲斐路の春を代表するお祭り「おみゆき祭り」をメインに、多数の催しが企画されています。

ぜひともこの美しい時期、「桃源郷いちのみや」を訪れていただきますよう、心よりお待ちしております。

山中湖村

## 花の都祭り



平成16年4月29日(祝)～5月5日(祝)  
(会場:花の都公園)

GWイベントとして4月29日から5月5日まで開催されます。

期間中、公園内は約10万本のチューリップが見頃を迎え、30万平方メートルのエリアにはその他にも見渡す限りのお花畑に色とりどりの花が咲き乱れます。

「花と人間」「花と自然」をテーマにガーデニングの世界、花の生態、フラワーアレンジメントが楽しめ、花に関する情報があふれているフローラルドーム『ふらら』では子供学習教室をはじめ、大人の方も楽しめる各種催しが開催されます。また、公園内「清流の里」では3日から5日の3日間「キッズフェスティバル」が開催されストラックアウトなどのゲームや模擬店、花の苗のプレゼント、エアートランポリンなど遊具の設置、また人気キャラクターショーも行われます。その他、公園内を回るオリジナル自転車、電気自動車、フラワースコープシアター、スケルアウトガーデン、水遊具広場などの施設も充実しており、ご家族で十分1日楽しめるものが盛り沢山用意されています。

大泉村

## 大泉ふるさと祭



平成16年4月17日(土)  
(会場:大泉村民体育館)

谷戸城跡の1,000本のソメイヨシノが満開になる頃、木の下で子供からお年寄りまでが歌って踊って楽しみましょうと始まりました。今回は大泉村民体育館で開催されます。会場内ではいずみの里太鼓や子供に人気のデカレンジャーショー、堀内孝雄さんの歌謡ショーなどを予定しています。

会場の外では出店やトッカンの無料配布があり、お祭りを盛り上げます。

ご家族お友達お誘いの上、お越しください。

なお、駐車場は会場から徒歩約5分の泉中学校グラウンド(泉温泉健康センター西)をご利用ください。

# 市町村振興協会たより

市町村アカデミー（市町村職員中央研修所） 国際文化アカデミー（全国市町村国際文化研修所）

## 1. はじめに

### 市町村アカデミー

市町村アカデミーは、最近における社会経済の急速な進歩や変化に対応し、地方分権型社会への構築に向けて、多様化する住民ニーズに即した市町村行政が推進されるよう、研修を通じて市町村職員の能力の向上を図り、もって住民の福祉と地域の振興に資することを目的として、昭和62年10月に市町村職員の中央研修機関として千葉県・幕張に開講いたしました。

### 国際文化アカデミー

国際文化アカデミーは、近年の急速な国際化の進展に適確に対応し、効率的な市町村行政が推進されるよう、市町村職員等の国際化対応能力の育成を図ることを目的として、平成5年4月に滋賀県・大津市に開講いたしました。昨年4月に開講10周年を迎え、これを機にこれまでの国際化対応能力の向上を目的とする研修に加え、市町村の振興に関し必要な研修等も併せて実施することとしております。

## 2. 平成16年度研修内容

### 市町村アカデミー

分権時代を迎え、市町村がより主体的に行政を展開できるよう、現在、係長・課長級向けに行っている「行政課題研修課程」と、課長・部長級向けの「政策課題研修課程」を統合して「自治政策課題研修課程」を創設するとともに、国際文化アカデミーとの共同実施科目が今年度の2科目から7科目に増設されました。（詳細については、平成16年1月22日付けで各市町村に送付されている「平成16年度研修計画」を参照）

### 国際文化アカデミー

平成16年度からは、国際化対応能力の向上を図るための研修にとどまらず、広く市町村の振興に必要な研修を総合的に実施するため、研修体系を再編し、「国際文化系研修」、「政策実務系研修」、「情報技術系研修」及び「特別セミナー等」の4つに分類いたしました。（詳細については、平成15年10月14日付けで各市町村に送付されている「平成16年度募集要綱」を参照）

## 3. 助成金制度

本協会では、両アカデミーの研修経費について市町村職員（特別職を含む）及び市町村議会議員を対象に助成措置を講じております。助成措置については次のとおりです。助成金手続きについては図1のとおりです。

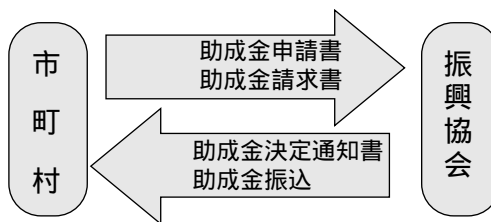
市町村アカデミーの助成措置については別表のとおりです。市町村長及び市町村議会議員を対象とした特別セミナーについては全額助成としております。

国際文化アカデミーの助成措置については、研修に要する経費の2分の1の額。（市町村長及び市町村議会議員を対象とした特別セミナーは全額助成）ただし、研修に要する経費のうち、特別交付税により財政措置される経費を除いた額としております。

別表

研修期間	助成額
4日間	10,000円
8日間	20,000円
10日間	24,000円

図1



### 市町村アカデミー

（市町村職員中央研修所）

〒261-0025 千葉県千葉市美浜区浜田1丁目1番  
TEL 043-276-3737（代表）  
FAX 043-276-5250（代表）  
URL <http://www.jamp.gr.jp/>

### 国際文化アカデミー

（全国市町村国際文化研修所）

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号  
TEL 077-578-5931（代表）  
FAX 077-578-5905（代表）  
URL <http://www.jiam.jp>

### 問合せ

（財）山梨県市町村振興協会 TEL055-237-3153 FAX055-237-5788  
URL <http://www.ympa.or.jp/> Email [yamanashi@ympa.or.jp](mailto:yamanashi@ympa.or.jp)



# はっらっ!! 市町村職員



小林 咲子  
さん(六郷町)

Sakiko Kobayashi



私は、平成13年4月に六郷町役場に採用され、福祉保健課に配属されました。福祉係として主に児童、母子、障害を担当しています。

日々の業務では、直接住民と接する中で様々な相談を受けることが多く、広く正しい情報を持って対応することの大切さを実感しています。また、相談内容はプライバシーに関わる個人情報を扱う場合が多いため、慎重に対応するよう心がけています。

最近は、3年目で慣れた面もありスムーズに仕事を進めることができるようになった反面、過信することなく仕事に取り組みたいと思っています。仕事だけでなく、私生活でも周りの方から教えていただくことが多く、支えていただくことで充実した生活につながっていると思います。今後も人との交流を大切にしながら、より良い地域づくりができるよう努力していきます。

## AFTER NOTES

### 編集後記

先般、平成16年度の地方財政対策が示された。その内容は、かつてない厳しいものであった。これまでの「護送船団」方式ともいえた国と地方の関係が変わろうとしている。今後は、地方そのものが自身を見つめ直し、より真実に自分たちのことを考え、国に陳情するのではなく、主張していかなばと思う。



### 信玄公祭り

信玄公祭りは県下最大のお祭りとして知られており、なかでも4月10日に行われる甲州軍団出陣は、信玄公とその重臣24将の武者軍団が出陣する様子を再現したものです。

桜の花が咲き誇る春、甲府盆地は四百年の時をこえ、一気に戦国時代にタイムスリップし大戦国絵巻が繰り広げられます。

この信玄公祭りに参加することもできます。詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ先

(社)山梨県観光物産連盟 055-231-2722